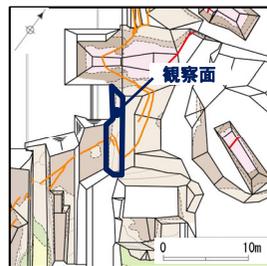
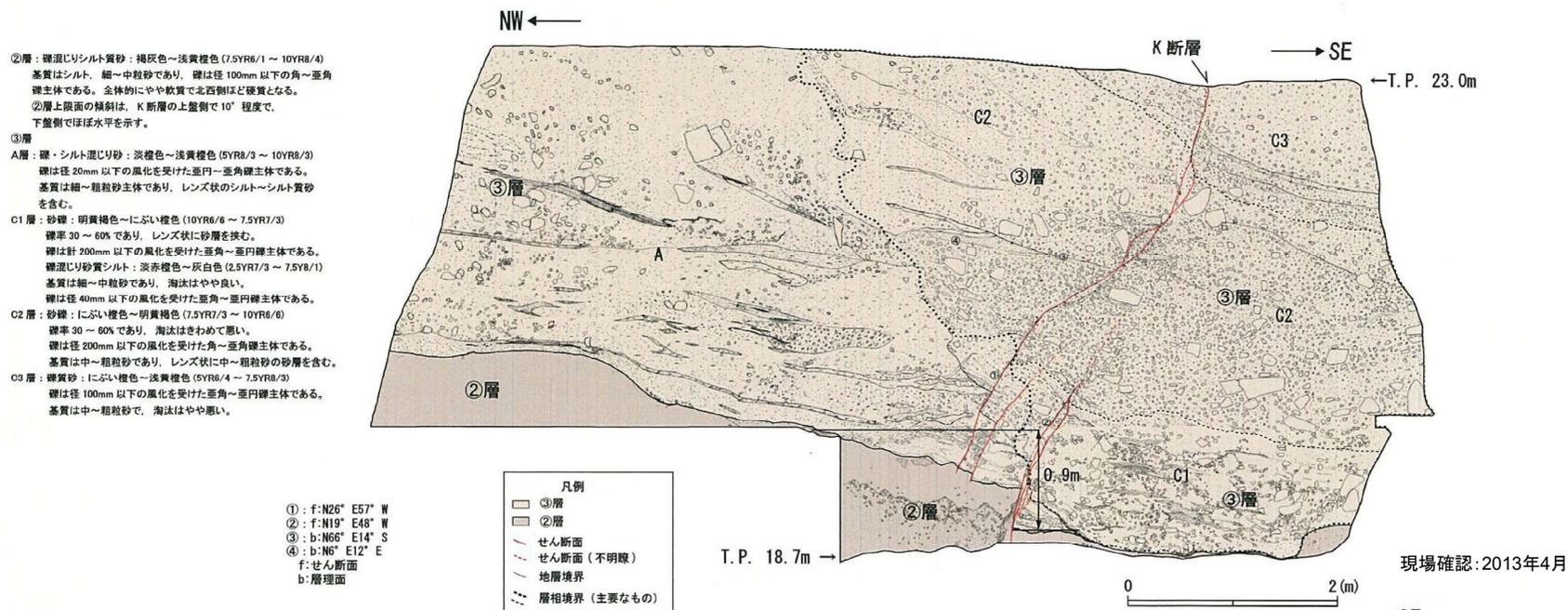
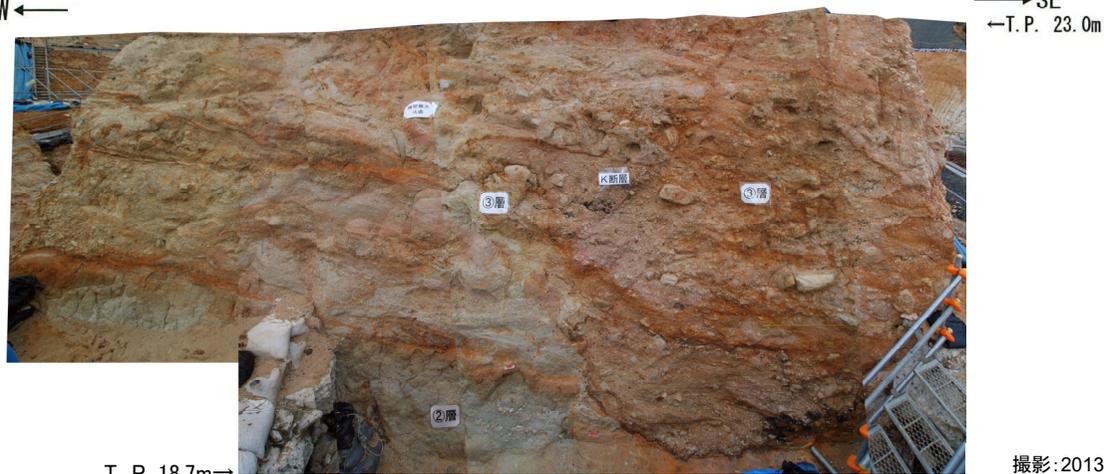


2.2.1.7 擁壁撤去法面

- D-1トレンチ擁壁撤去法面では、**②層、③層を逆断層センスで変位させるK断層**が認められる。
- K断層による**②層上面の鉛直変位量は、撓曲変形を含めて0.9mである。**



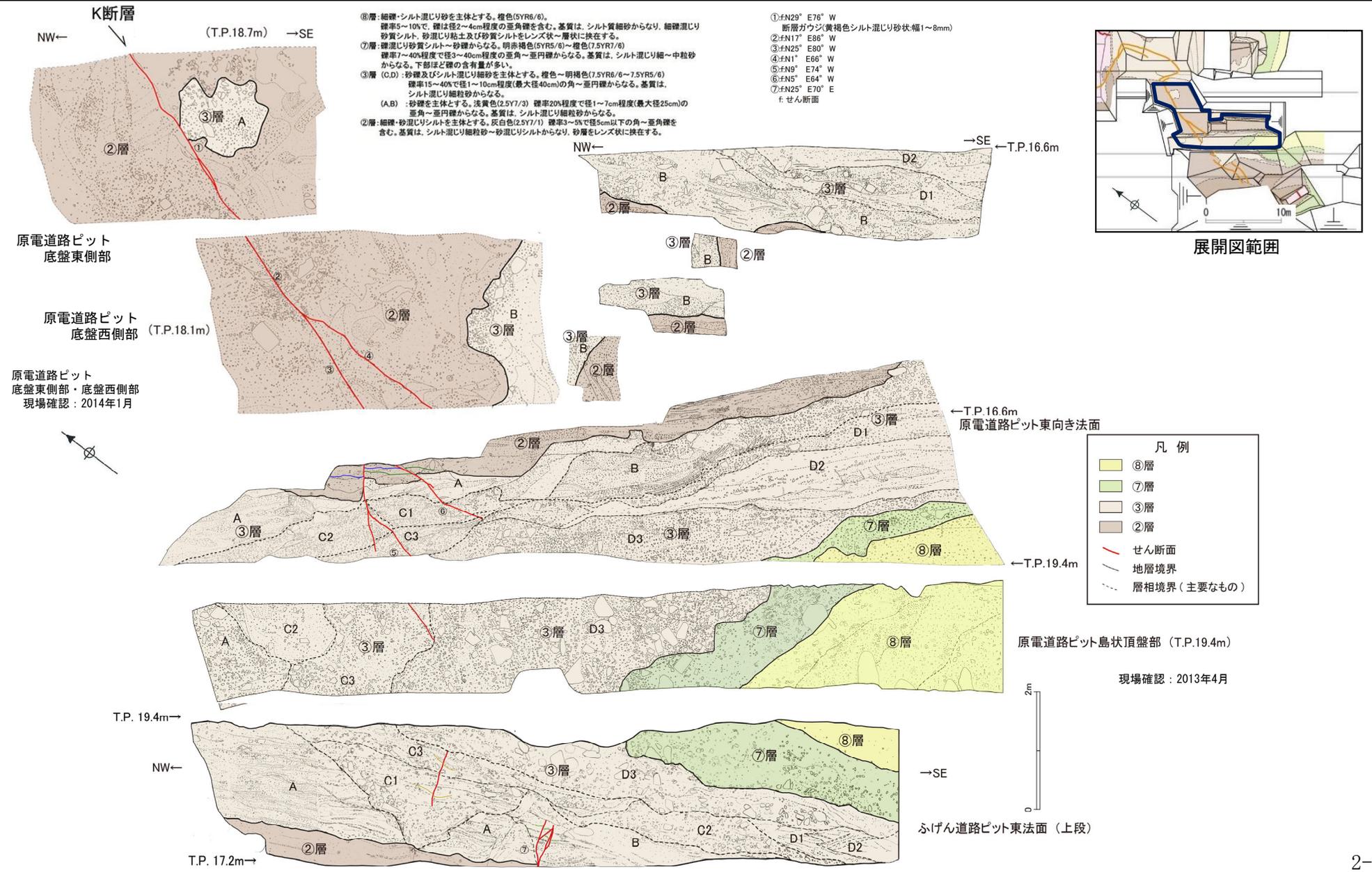
調査位置図



2.2.8 原電道路ピット～ふげん道路ピット

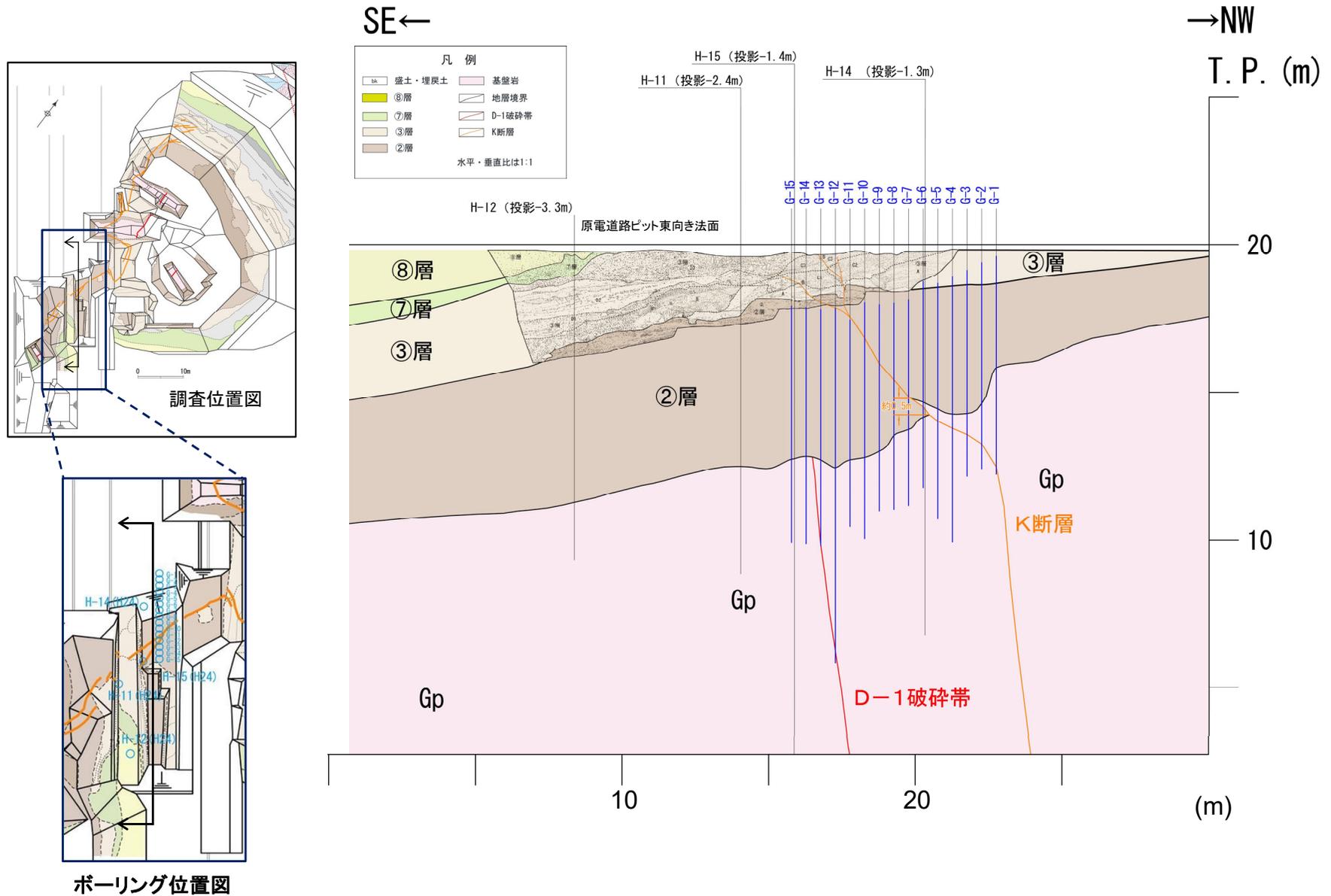
2.2.1.8 原電道路ピット～ふげん道路ピット(原電道路ピット底盤～ふげん道路ピット東法面 スケッチ)

- 原電道路ピットの底盤部で、K断層は②層及び③層を変位させ、N-S方向とNNE-SSW方向の2条の断層に分岐しながら、原電道路ピット東向き法面に連続している。
- ふげん道路ピット東法面(上段)で確認された断層について、K断層の特徴である逆断層センスの変位が認められる。また、原電道路ピット東向き法面に連続するK断層のうちD3層に傾斜不整合で覆われるK断層の延長上に位置しており、走向・傾斜やD3層との関係も調和的である。以上のことから、ふげん道路ピット東法面(上段)で確認された断層はK断層であると評価した。



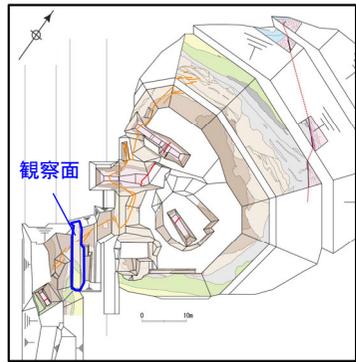
2.2.1.8 原電道路ピット～ふげん道路ピット（原電道路ピット沿いの断面図）

・原電道路ピット東向き法面付近で実施した稠密ボーリング調査（ボーリング間隔は約50cm）の結果によれば、K断層による**基盤岩上面の比高は約0.5m**であった。



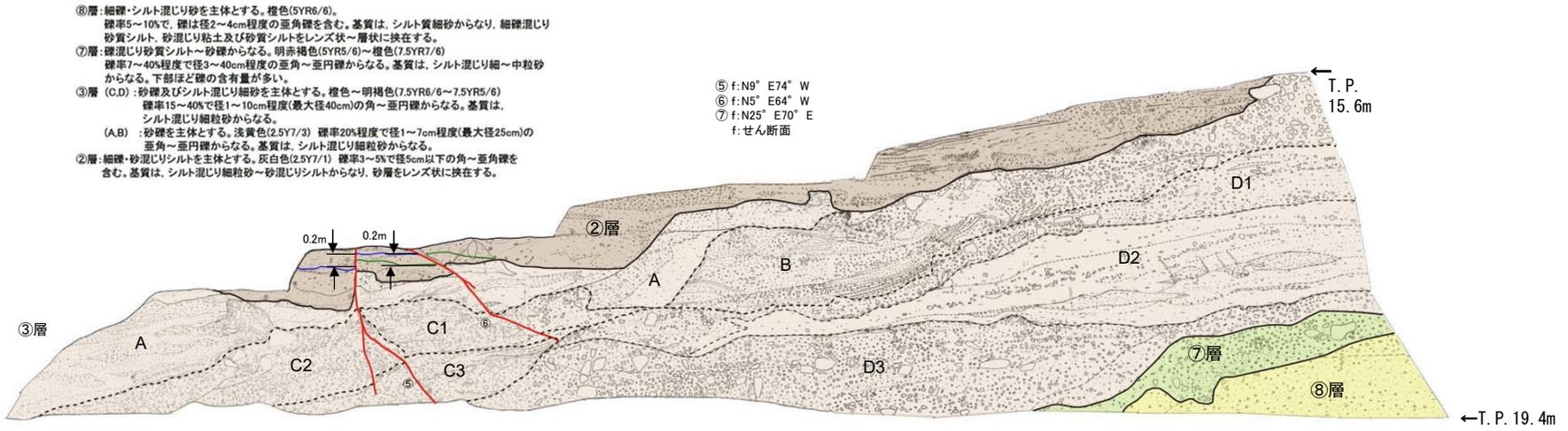
2.2.1.8 原電道路ピット～ふげん道路ピット (原電道路ピット東向き法面～ふげん道路ピット東法面 スケッチ)

- 原電道路ピット東向き法面で認められるK断層は、②層及び③層中のC層までの地層に変位を与えているが、その直上に分布する③層中のD3層は変位・変形を受けておらず、D3層は下位のC層とは明瞭な傾斜不整合関係で接している。同法面では、K断層は数条に分岐しており、②層中の地層を変位基準とした鉛直変位量は合計で0.4mである(原電道路ピット底盤西側部から連続し逆断層センスをもつことからK断層と評価した2条のせん断面について、それぞれのせん断面における変位量を同一層準の変位基準(スケッチ中の青線及び緑線)を用いて求め、それらを合算したものをK断層全体の鉛直変位量とした)。
- 原電道路ピット東向き法面で実施した③層のOSL年代測定は、K断層と傾斜不整合関係で接しているD3層について実施しており、③層の堆積年代は133kaより古いことを確認した。なお、D3層に対比される地層は、D-1トレンチ入口南側法面において、美浜テフラを含む⑤層に不整合関係で覆われていることを確認している。
- これらのことから、原電道路ピット及びふげん道路ピットにおいて、K断層は133ka以前に堆積したD3層に変位・変形を与えていない。

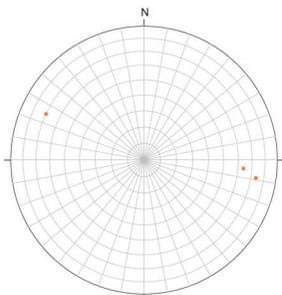
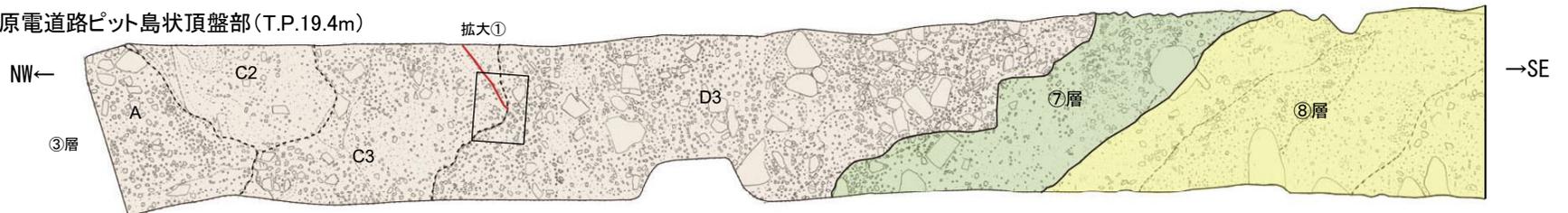


調査位置図

原電道路ピット東向き法面

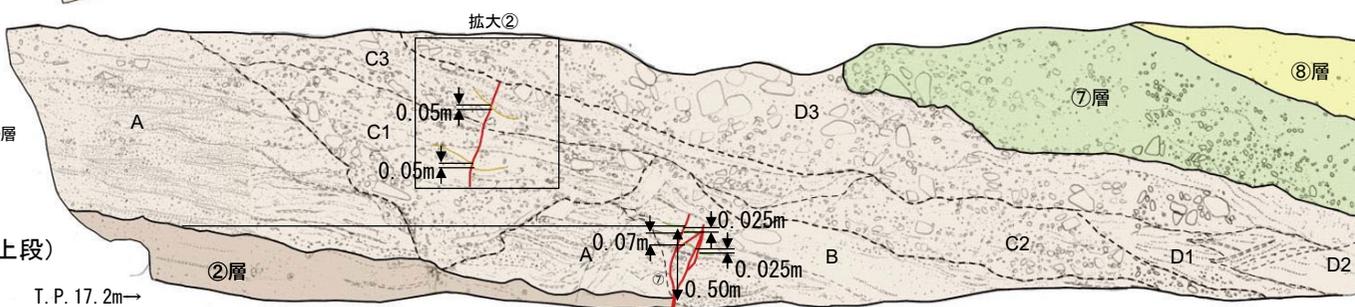


原電道路ピット島状頂盤部 (T.P.19.4m)



シュミットネット (下半球投影)
● せん断面 (断面): 3

ふげん道路ピット東法面 (上段)



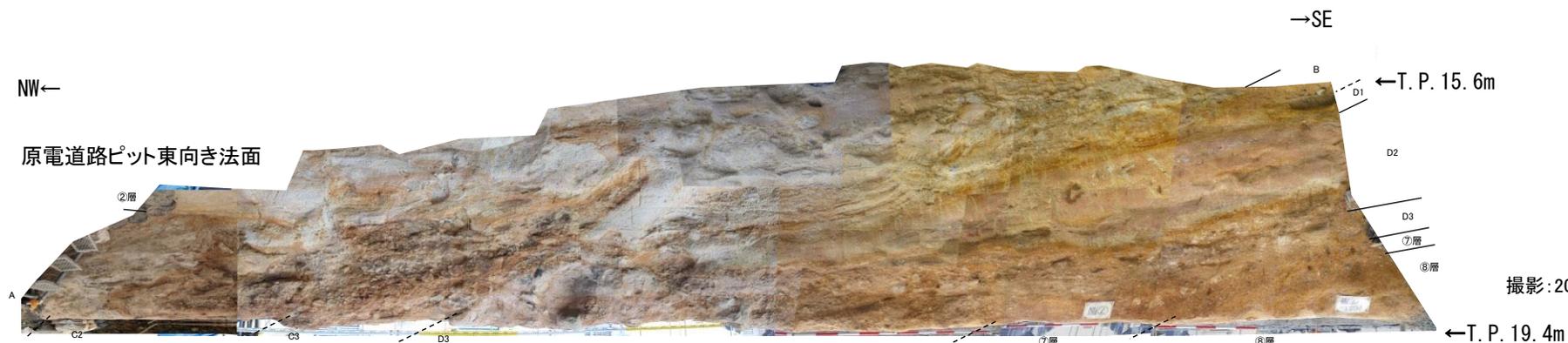
現場確認: 2013年4月

T. P. 17.2m→



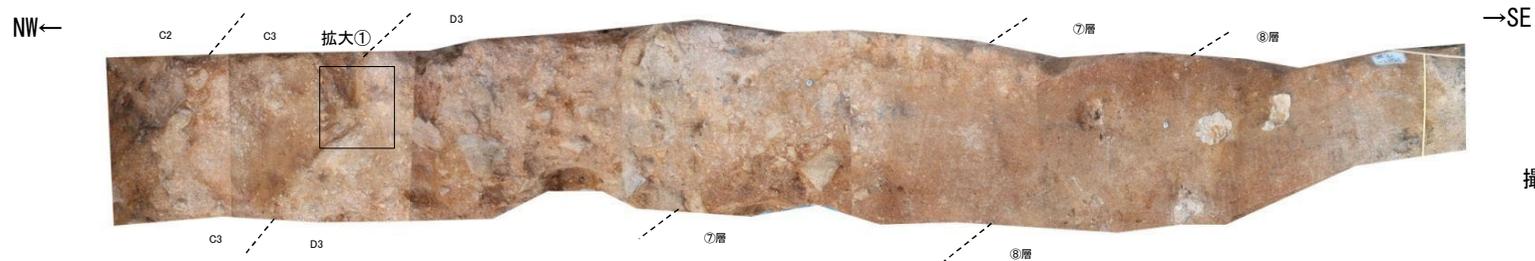
2.2.1.8 原電道路ピット～ふげん道路ピット（原電道路ピット東向き法面～ふげん道路ピット東法面 写真）

第1202回審査会合
資料1-1 再掲

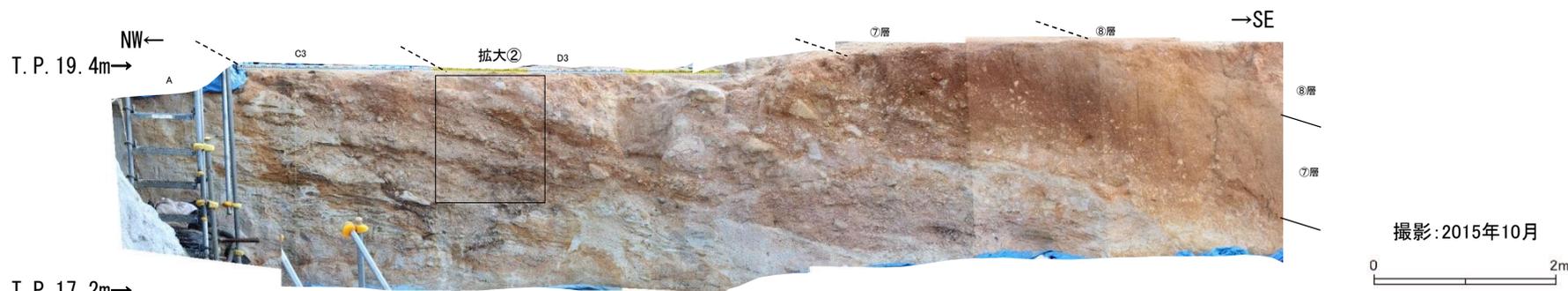


撮影：2015年10月

原電道路ピット島状頂盤部 (T.P.19.4m)



撮影：2015年9月

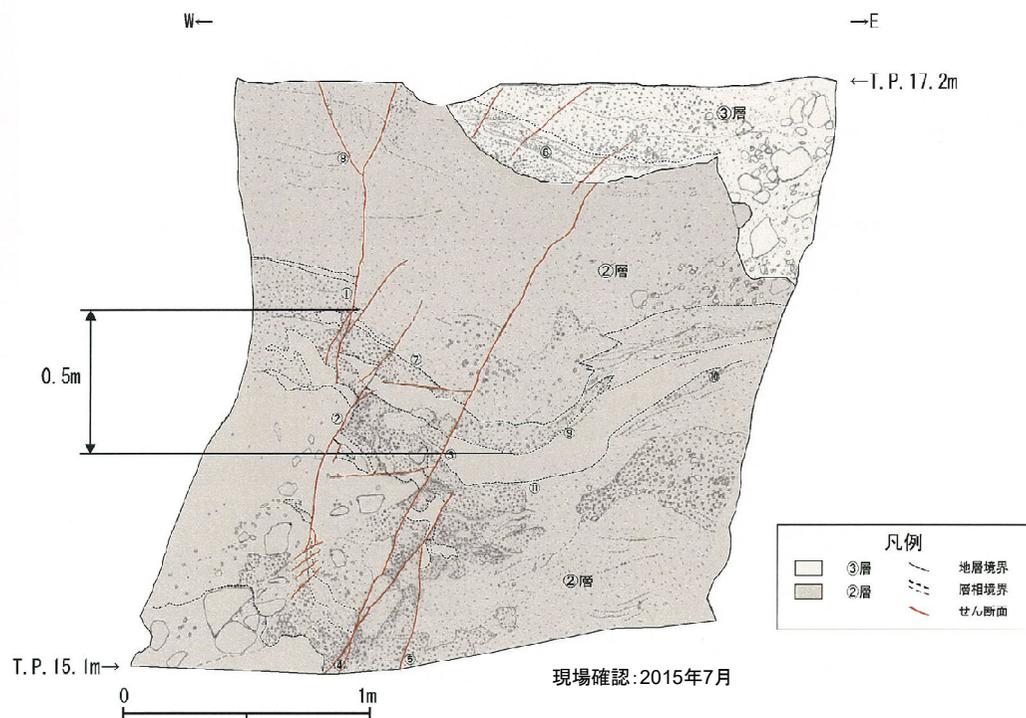


撮影：2015年10月

T. P. 17.2m→
ふげん道路ピット東法面 (上段)

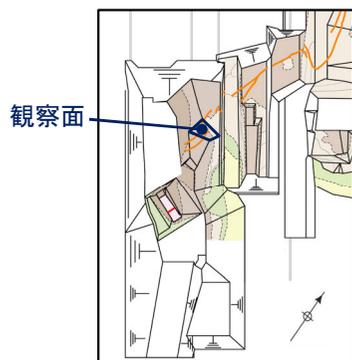
2.2.1.8 原電道路ピット～ふげん道路ピット（ふげん道路ピット(その1)）

- ふげん道路ピットでは、K断層は数条に分岐しており、ふげん道路ピットの中央付近まで連続していることが確認でき、②層中の地層を変位基準とした鉛直変位量は合計で0.5mである。



- | | |
|-----------------|------------------|
| ①:f:N29° W75° W | ⑥:b:N75° W39° N |
| ②:f:N25° E76° W | ⑦:b:N30° W26° E |
| ③:f:N14° W62° W | ⑧:b:N57° W9° W |
| ④:f:N35° E75° W | ⑨:b:N77° E2° S |
| ⑤:f:N1° W70° W | ⑩:b:N47° W21° SE |
| f:せん断面 | ⑪:b:N5° W10° W |
| b:層理面 | |

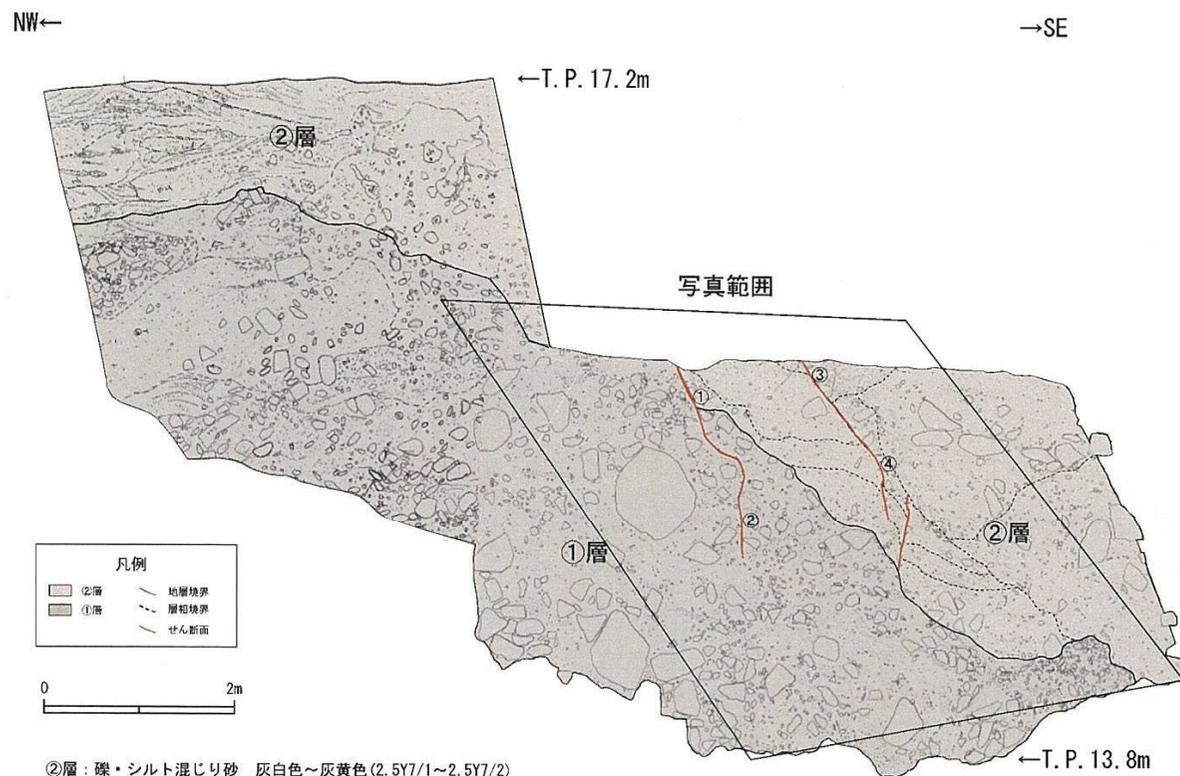
- ③層: 砂礫 にぶい黄橙色～黄灰色(10YR7/4～2.5Y6/1)
礫は径20cm以下の角～亜角礫主体である。礫率30～50%
基質は中粒砂～粗粒砂であり、淘汰極めて悪い。
礫混じり砂 黄灰色～黄褐色を呈する。砂は細粒砂～粗粒砂であり、
径5～50mmの礫が混じる。ラミナが発達する。砂礫層中に挟在して分布する。
- ②層: 礫・シルト混じり砂 灰白色～灰黄色(2.5Y7/1～2.5Y7/2)
細粒砂～粗粒砂からなり、径40cmの花崗斑岩礫が混じる。くさり礫が混じる。
砂質シルト 灰白色(2.5Y7/1)
シルトを主体とし、細粒砂が混じる。よく締まっている。



調査位置図

2.2.1.8 原電道路ピット～ふげん道路ピット（ふげん道路ピット(その2)）

- K断層の南方への連続性を追跡，確認した結果，K断層はふげん道路ピットの中央付近まで連続していることを確認できる。



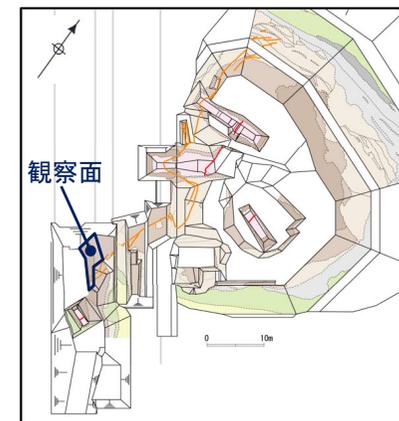
凡例	
②層	地層境界
①層	層相境界
	せん断面

②層：礫・シルト混じり砂 灰白色～灰黄色 (2.5Y7/1～2.5Y7/2)
細粒砂～粗粒砂からなり，径40cmの花崗斑岩礫が混じる。くさり礫が混じる。
砂質シルト 灰白色 (2.5Y7/1)
シルトを主体とし，細粒砂が混じる。よく締まっている。

①層：砂礫 にぶい赤褐色 (5YR4/3)
礫は径50cm以下の亜角礫を主体とする。礫率30～60%であり，淘汰は悪い。
基質は粗～中粒砂で固く締まっている。

- ① f: N31° W62° W
- ② f: N1° W58° W
- ③ f: N5° W67° W
- ④ f: N1° E47° W
- f: せん断面

現場確認：2015年9月



調査位置図



①層

②層

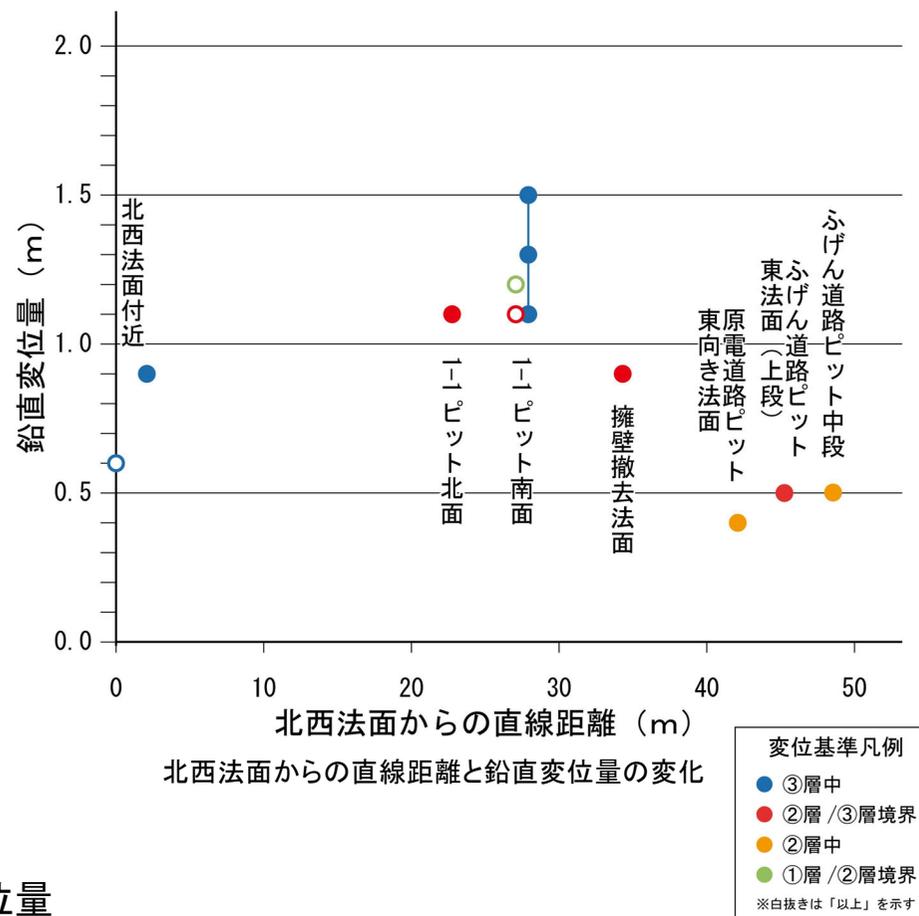
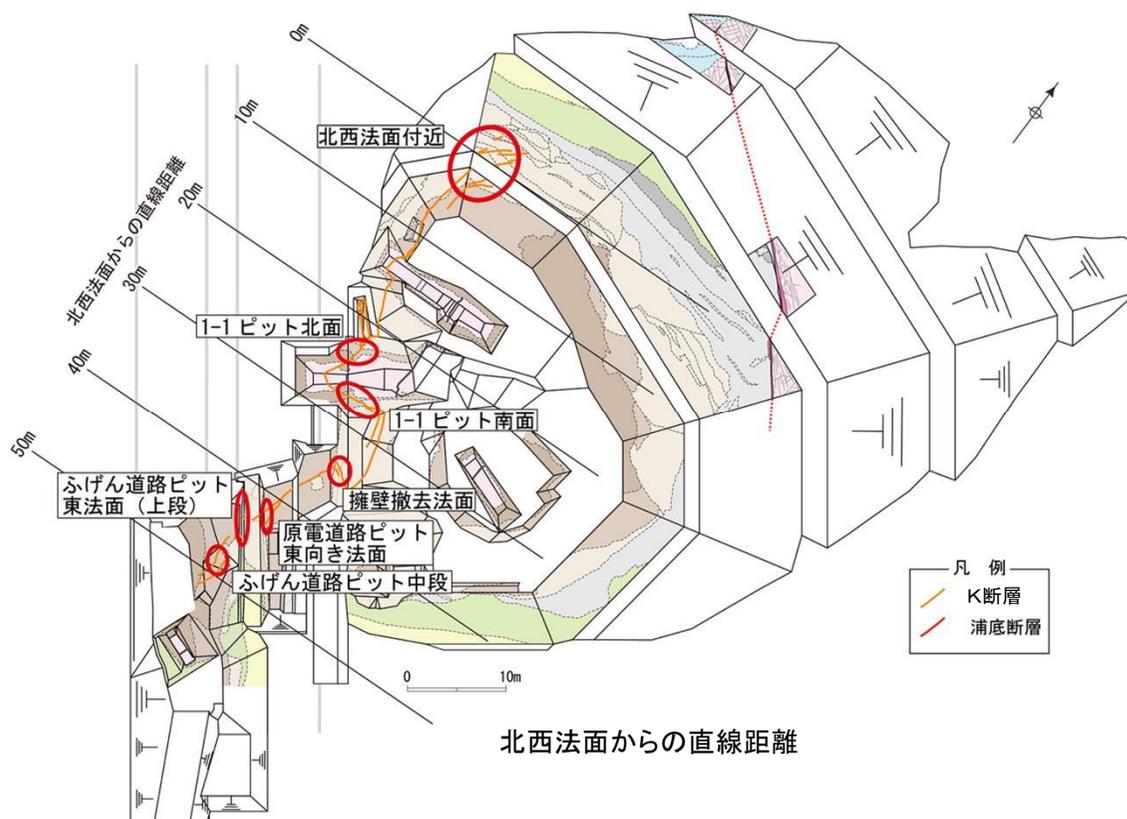
撮影：2015年10月

余白

2.2.9 まとめ

2.2.9 まとめ (K断層の鉛直変位量分布)

- K断層は、D-1トレンチ北西法面からふげん道路ピットに至る区間において連続して認められる断層である。
- ①層から③層中の地層境界や層相境界を変位基準としたK断層の鉛直変位量は、北西法面付近から南方の1-1ピットに向かってやや増加し、更に南方の原電道路ピット及びふげん道路ピットにかけて急激に減少している。
- これらの鉛直変位量には断層変位の累積性は認められない。



K断層の鉛直変位量

2.2.9 まとめ（K断層の基盤岩における破砕部性状一覧）

- K断層の基盤岩における確認箇所の性状を下記に示す。
- K断層の走向は主としてN-S～NNE-SSW方向であるが、D-1トレンチ1-1ピットの底盤付近において局部的に走向はNW-SE方向となる。傾斜は中～高角度の西傾斜である。破砕部は熱水変質を伴うカタクレーサイトと断層ガウジからなる。最新活動時の変位センスはいずれの破砕部も逆断層成分が卓越している。

K断層の基盤岩における破砕部性状一覧

確認箇所	走向	傾斜	断層ガウジ・ 断層角礫の有無 ※1	条線 ※2	変位センス
H24-A-11	N5W	89W	有	80R	逆
H24-E'-2	NS	87W	有	60R	逆, 右
H24-E'-1	NS	66W	有	55L	逆, 左
Lカットピット	N13W	76W	有	80R	逆
H24-E-2	N33W	60SW	有	53R	逆, 右
H24-E-1	N21W	71W	有	55R	逆, 右
2-1ピット	N1W	69W	有	78R	逆
H24-B'-1	N12W	89W	有	55L	逆, 左
H24-B'-2	N4E	73W	有	70R	-
H24-H-2	N29W	66W	有	75R	-
H24-B'-3	NS	84W	有	50L	逆, 左
1-1ピット北面	N10W	60W	有	86R	逆 ※3
1-1ピット底盤1	N66W	76S	有	70L	逆
1-1ピット底盤2	N54E	67E	有	25R	逆, 右 ※3
1-1ピット底盤3	N74W	68W	有	63L	逆, 左 ※3
1-1ピット南面1	N23W	69W	有	79R	逆 ※3
1-1ピット南面2	N43W	80W	有	87L	逆 ※3
1-1ピット南面3	N79W	52W	有	82L	逆 ※3
H24-H-6-1	NS	64W	有	61R	逆
H24-H-6	N23W	52W	有	75L	逆
H24-H-9-1	NS	86W	有	60L	逆, 左
H27-G-1	-	-	有	-	-
H27-G-2	-	-	有	-	-
H27-G-3	-	-	有	-	-
H27-G-4	-	-	有	-	-
H27-G-5	-	-	有	-	-
H27-G-6	-	-	有	-	-
H24-H-14	N3W	55W	有	50R	逆, 右
H24-H-13	N10W	72W	有	50R	逆, 右
H27-F-1	N11E	76W	有	70L	-
H27-F-5	N12E	81W	有	60L	-

- ※1:「断層ガウジ・断層角礫の有無」は、断層岩区分の総合評価の結果を記載している
 ※2:斜めボーリングの場合は、計測値を補正した値を記載
 ※3:ピットでの地質分布と条線の関係から変位センスを評価した箇所

- :データが得られていないもの

余白

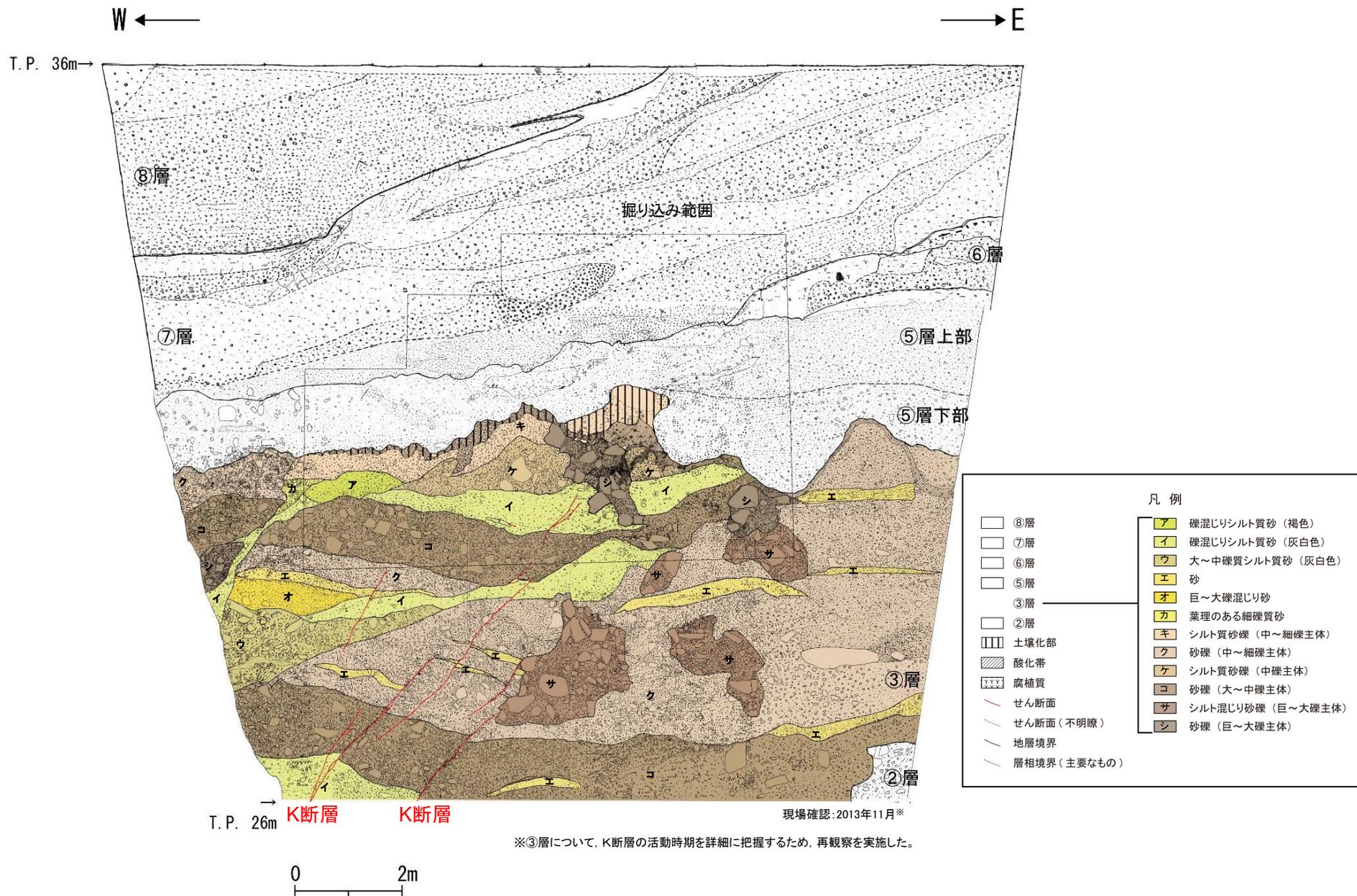
2.3 K断層の活動性評価

余白

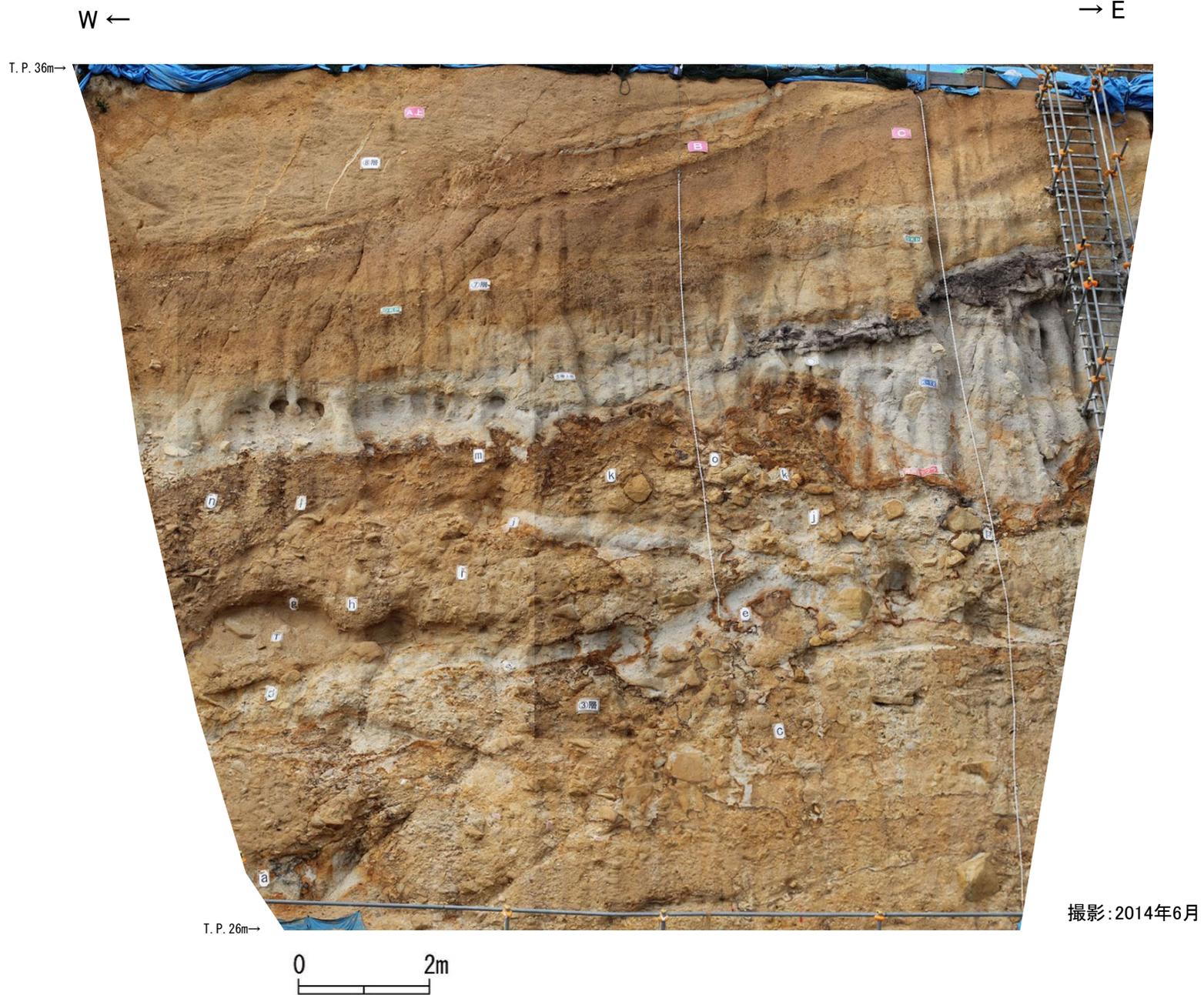
2.3.1 活動性評価(北西法面)

2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面(その1))

- D-1トレンチ北西法面では、③層については、K断層の活動時期を詳細に把握するため、地層を細区分することとし、**礫率、礫径、堆積構造及び色調に着目した層相区分**を行い、**連続的に堆積している地層等を一つの地層と扱うこととし、a層～o層に区分した。**
- この細区分については、**観察によって確認した礫率、礫径、堆積構造及び色調に着目した岩相区分により単層毎に区分した。**

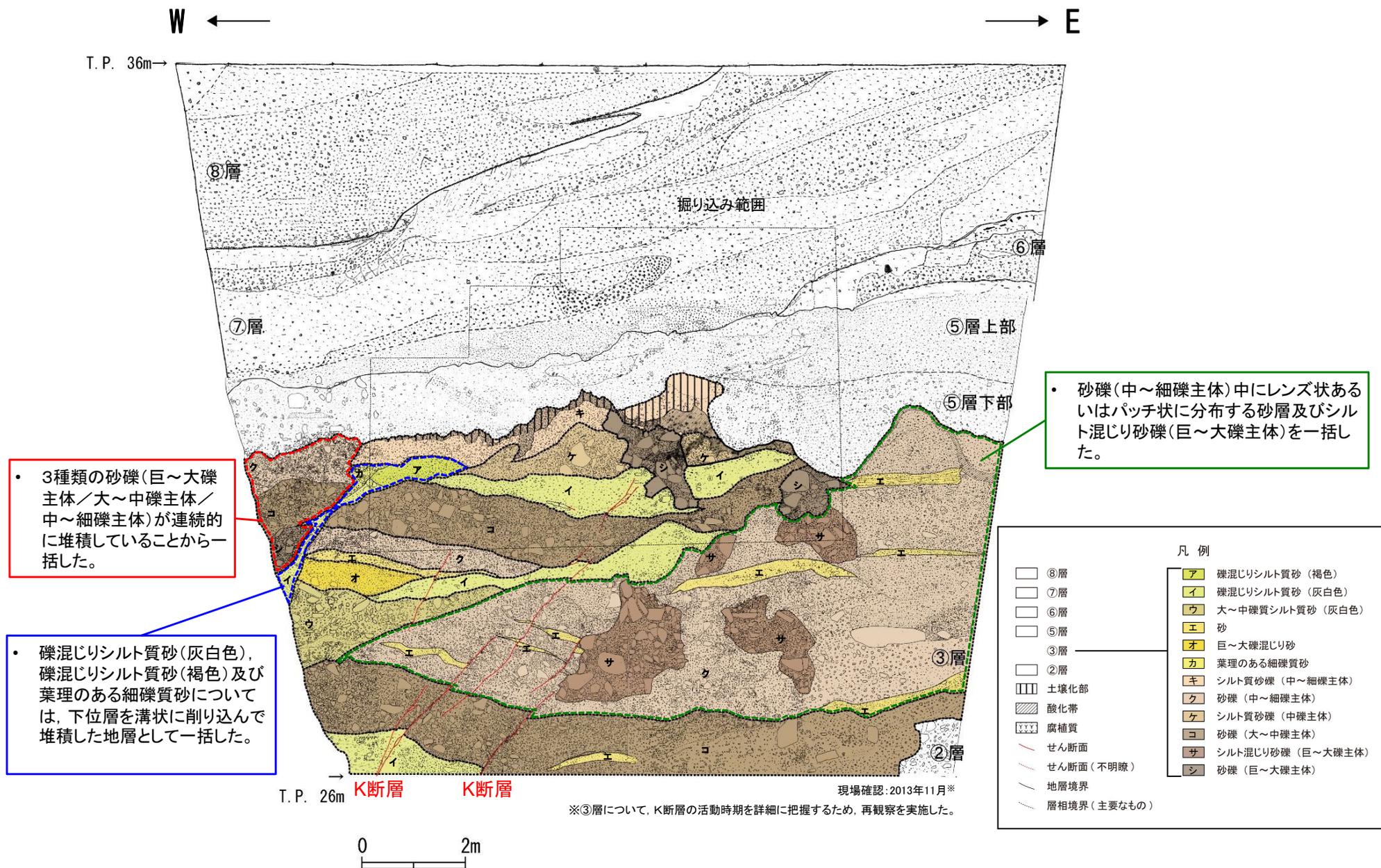


2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面(その2))



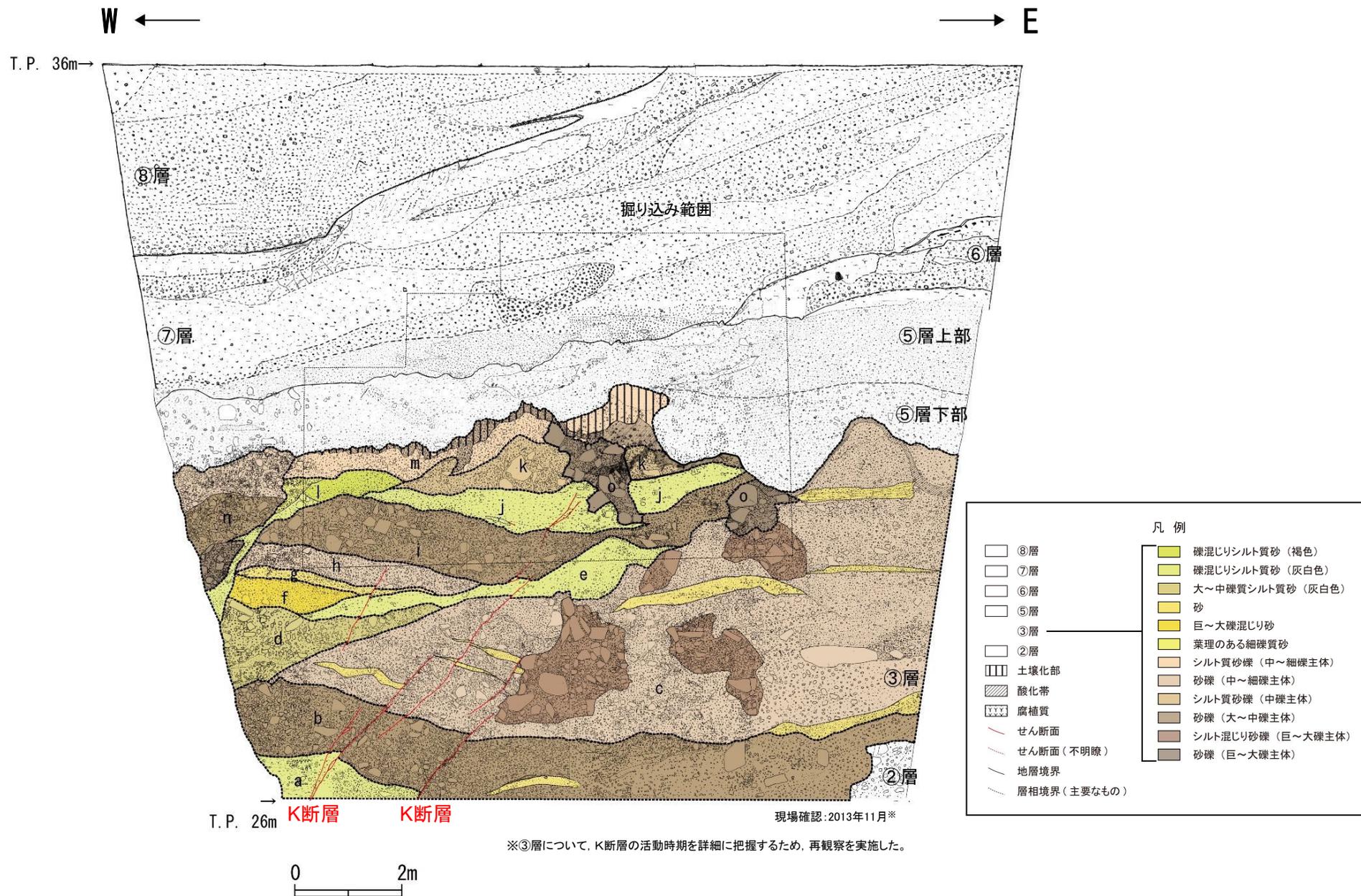
2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面(その3))

- 岩相区分により単層毎に区分したもののうち、**連続的に堆積している地層等を一つの地層として扱うこととし**、地層区分を行った。
- K断層の活動性評価を行うため、K断層による変位・変形を詳細に確認する必要がある地層については単層のままとした。



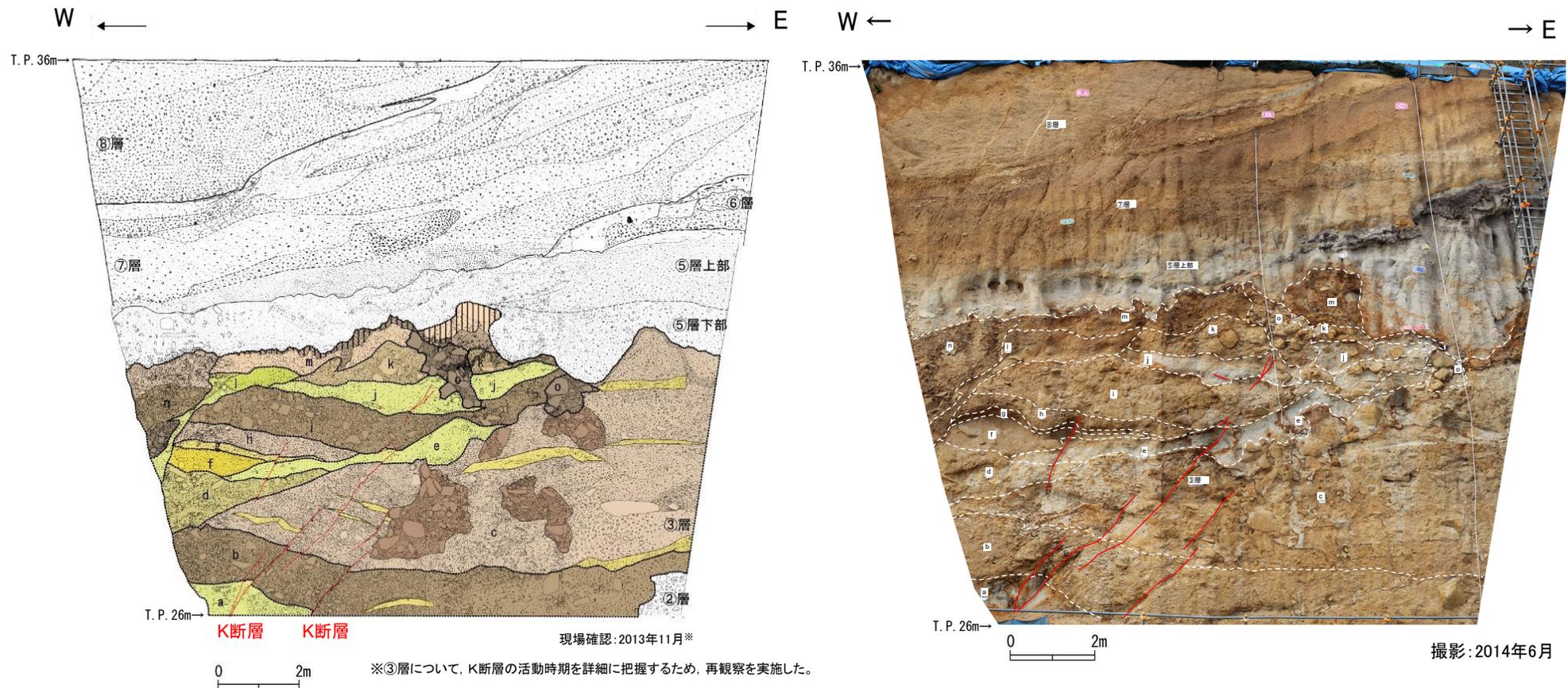
2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面(その4))

- 岩相区分の結果から北西法面の地層を、下位よりa層～o層に区分した。
- 以上のとおり、③層の詳細な地層区分については、岩相によって区分したものであり、この地層区分に基づきK断層による変位・変形が及んでいる範囲を検討することは妥当であると判断され、**K断層による変位・変形が及んでいる範囲はj層までであり、k層には変位・変形が及んでいないことが確認された。**



2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面(その5))

・ 岩相区分の結果から北西法面の③層を, 下位よりa層~o層に区分したスケッチと, 岩相区分の解釈線を追記した全景写真を示す。

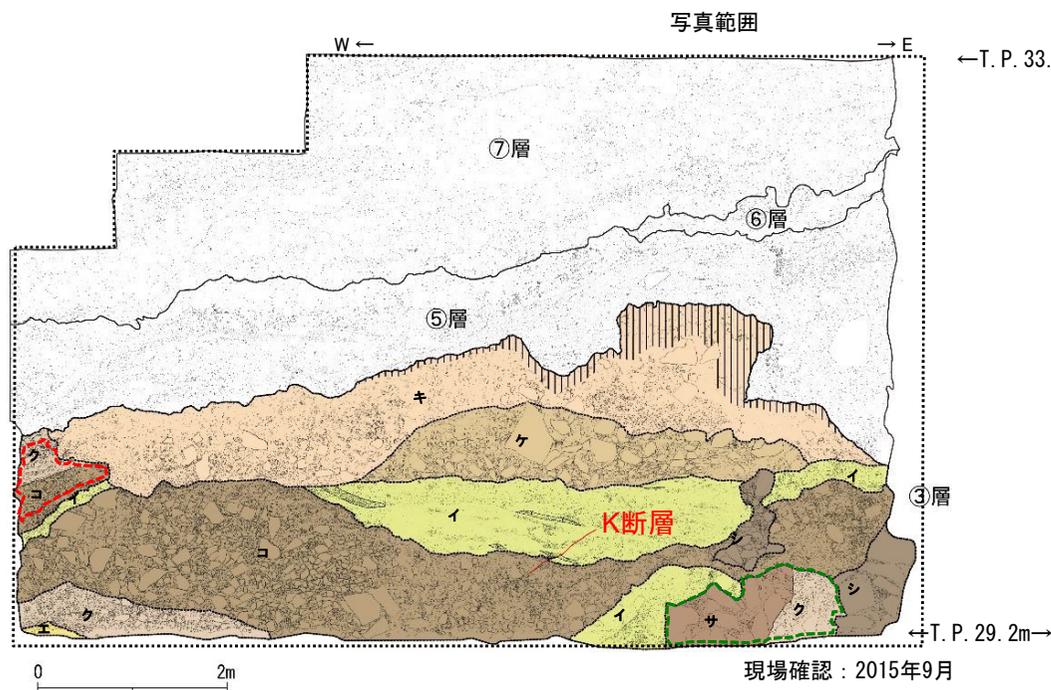


※③層について, K断層の活動時期を詳細に把握するため, 再観察を実施した。

凡例	
⑧層	礫混じりシルト質砂 (褐色)
⑦層	礫混じりシルト質砂 (灰白色)
⑥層	大~中粒質シルト質砂 (灰白色)
⑤層	砂
③層	巨~大粒混じり砂
②層	葉理のある細粒質砂
土壌化部	シルト質砂礫 (中~細粒主体)
酸化帯	砂礫 (大~中粒主体)
腐植質	シルト質砂礫 (中粒主体)
せん断面	砂礫 (大~中粒主体)
せん断面 (不明線)	シルト混じり砂礫 (巨~大粒主体)
地層境界	砂礫 (巨~大粒主体)
層相境界 (主要なもの)	

2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面 掘り込み後(その1))

- K断層を覆うk層等の分布状況をより明確にするため、**観察法面を奥行方向にさらに掘削し**、観察を行った。
- D-1トレンチの③層のうちK断層近傍については、K断層の変位・変形が及んでいる範囲を詳細に検討するため③層を詳細に区分した。
- この細区分については、観察によって確認した**礫率、礫径、堆積構造及び色調に着目した岩相区分**により単層毎に区分した。



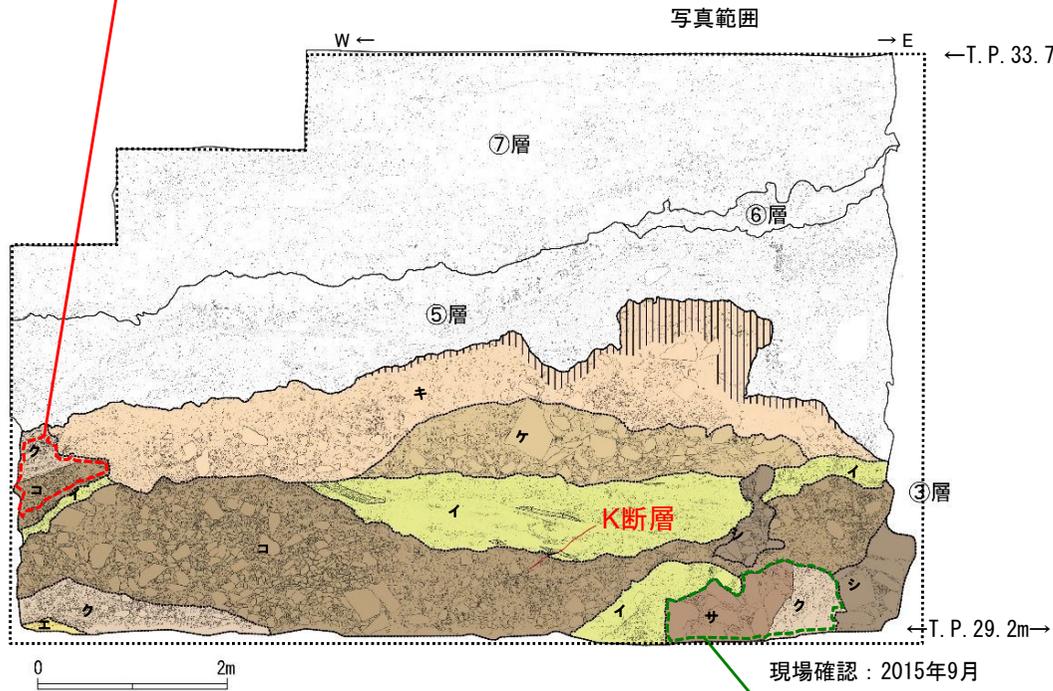
撮影: 2017年3月

凡例	
□ ⑦層	イ 礫混じりシルト質砂 (灰白色)
□ ⑥層	エ 砂
□ ⑤層	キ シルト質砂礫 (中～細礫主体)
□ ③層	ク 砂礫 (中～細礫主体)
土壌化部	ケ シルト質砂礫 (中礫主体)
腐植質	コ 砂礫 (大～中礫主体)
— せん断面	サ シルト混じり砂礫 (巨～大礫主体)
— 地層境界	シ 砂礫 (巨～大礫主体)
--- 層相境界 (主要なもの)	

2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面 掘り込み後(その2))

- 岩相区分から単層毎に区分したもののうち、単層が独立した地層をなすものはそのままし、**単層の組み合わせ及び連続的な堆積関係にある一部の地層について一つの地層と扱うこととした。**

• 2種類の砂礫(大～中礫主体/中～細礫主体)が連続的に堆積していることから一つの地層と扱うこととした。



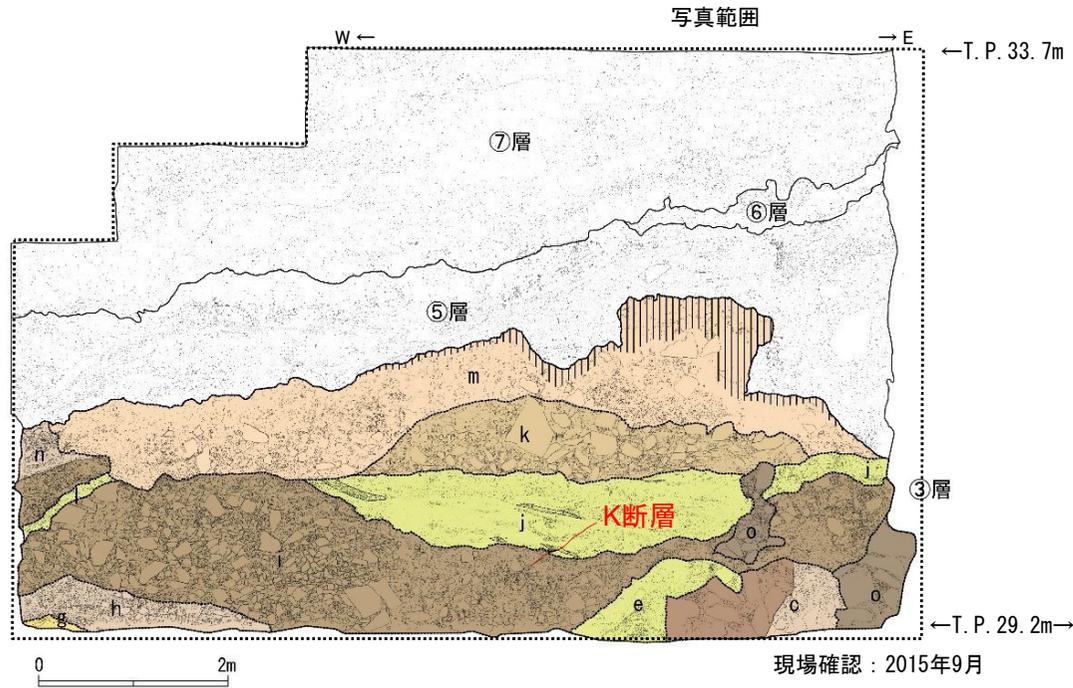
撮影: 2017年3月

• 砂礫(中～細礫主体)及びシルト混じり砂礫(巨～大礫主体)については、同時期に堆積したものであることから一つの地層と扱うこととした。

凡例	
□ ⑦層	イ 礫混じりシルト質砂 (灰白色)
□ ⑥層	エ 砂
□ ⑤層	キ シルト質砂礫 (中～細礫主体)
□ ③層	ク 砂礫 (中～細礫主体)
▨ 土壌化部	ケ シルト質砂礫 (中礫主体)
▨ 腐植質	コ 砂礫 (大～中礫主体)
— せん断面	サ シルト混じり砂礫 (巨～大礫主体)
— 地層境界	シ 砂礫 (巨～大礫主体)
— 層相境界 (主要なもの)	

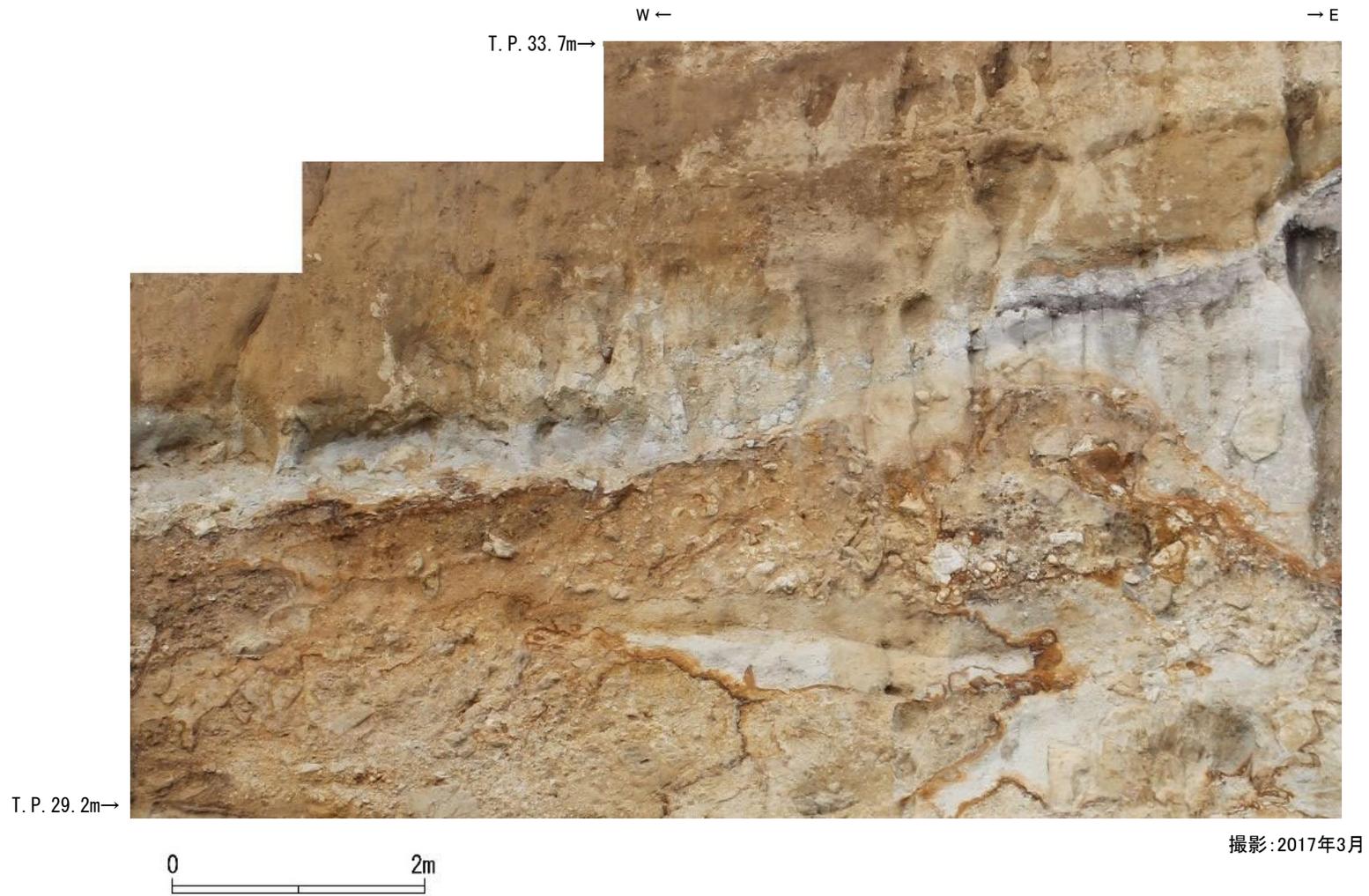
2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面 掘り込み後(その3))

- 岩相区分の結果から掘り込み範囲をc層, e層, g層~o層の地層に区分した。
- 掘り込み後の観察結果から, k層をチャンネル状に削り堆積しているo層の分布範囲は狭小となり, j層とk層との傾斜不整合関係やk層基底の水平性がより明瞭となった。



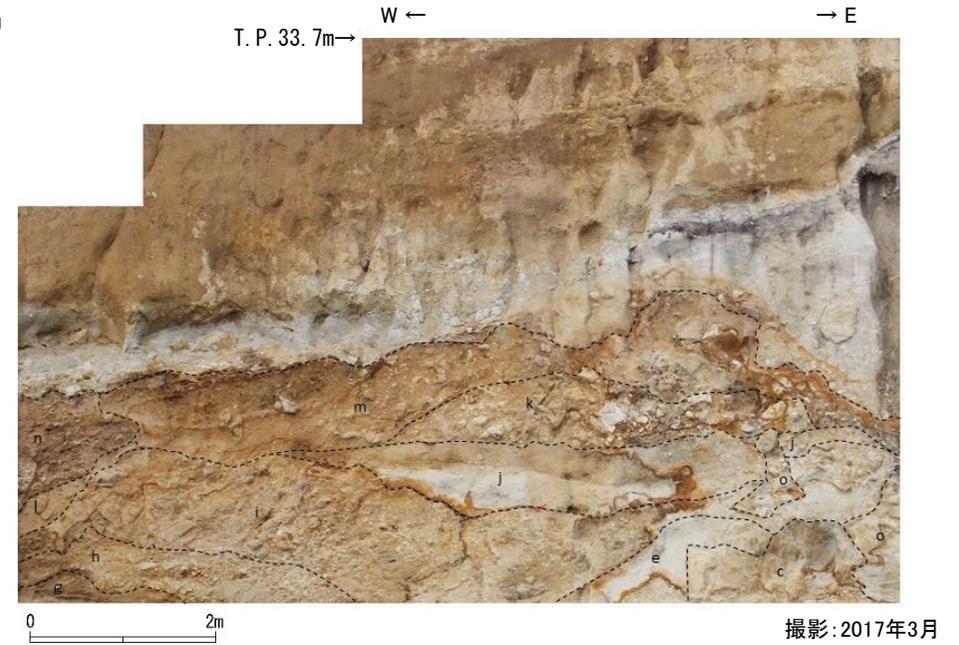
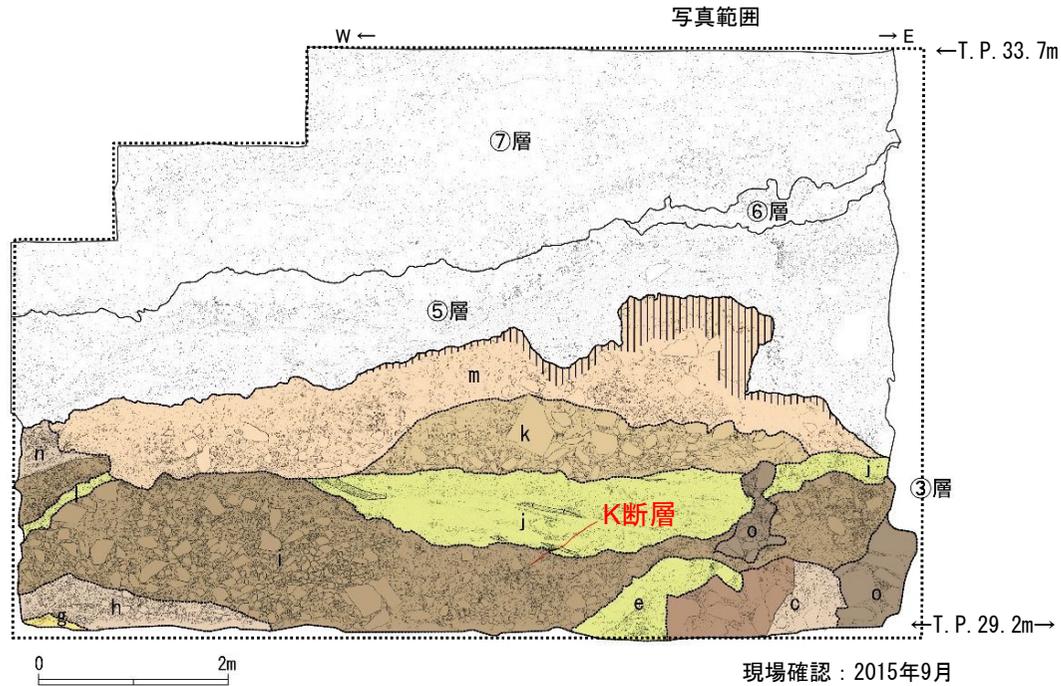
凡例	
⑦層	礫混じりシルト質砂 (灰白色)
⑥層	砂
⑤層	シルト質砂礫 (中~細礫主体)
③層	砂礫 (中~細礫主体)
	土壌化部
	腐植質
—	せん断面
—	地層境界
—	層相境界 (主要なもの)
	シルト質砂礫 (中礫主体)
	砂礫 (大~中礫主体)
	シルト混じり砂礫 (巨~大礫主体)
	砂礫 (巨~大礫主体)

2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面 掘り込み後(その4))



2.3.1 活動性評価(北西法面) ③層の層相区分 (D-1トレンチ北西法面 掘り込み後(その5))

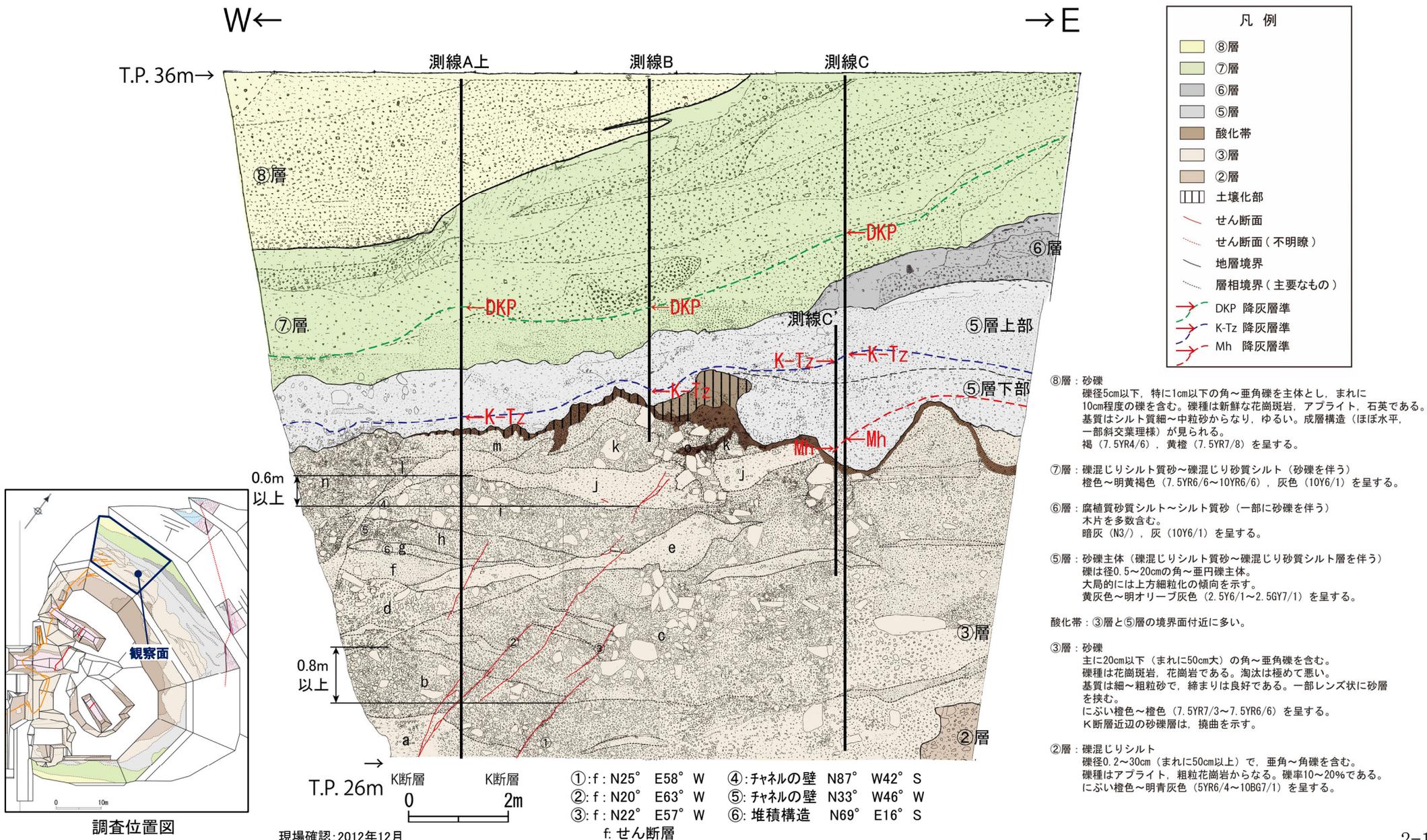
- 岩相区分の結果から北西法面を奥方向に掘り込んだ範囲の③層を区分したスケッチと、岩相区分の解釈線を追記した全景写真を示す。



凡例	
□ ⑦層	■ 礫混じりシルト質砂 (灰白色)
□ ⑥層	■ 砂
□ ⑤層	■ シルト質砂礫 (中～細礫主体)
□ ③層	■ 砂礫 (中～細礫主体)
▨ 土壌化部	■ シルト質砂礫 (中礫主体)
▨ 腐植質	■ 砂礫 (大～中礫主体)
— せん断面	■ シルト混じり砂礫 (巨～大礫主体)
— 地層境界	■ 砂礫 (巨～大礫主体)
--- 層相境界 (主要なもの)	

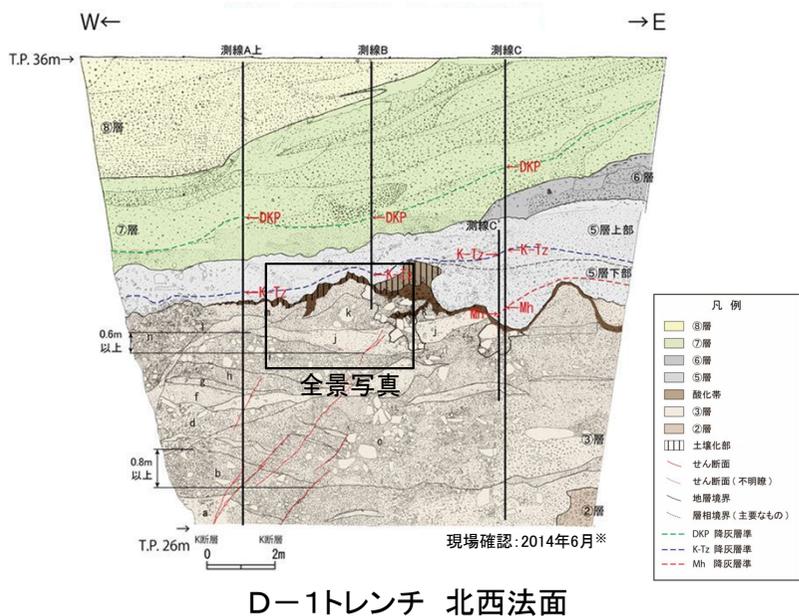
2.3.1 活動性評価結果(北西法面)

- K断層は、D-1トレンチ北西法面では、MIS6以前に堆積したm層の下位の地層であるk層に**変位・変形を与えていない**。
- K断層は、③層中のj層までの地層に**変位や変形を与えており**、j層中の腐植層や砂礫層の層理は**東へ傾斜**している。
- 撓曲変形を含めたj層基底の鉛直変位量は**0.6m以上**である。
- 一方、j層直上のk層は、**下位のj層を傾斜不整合関係で覆っており**、k層の基底及びk層中の砂層は**ほぼ水平**である。



2.3.1 活動性評価(北西法面) 地層の堆積状況 (D-1トレンチ北西法面(その1))

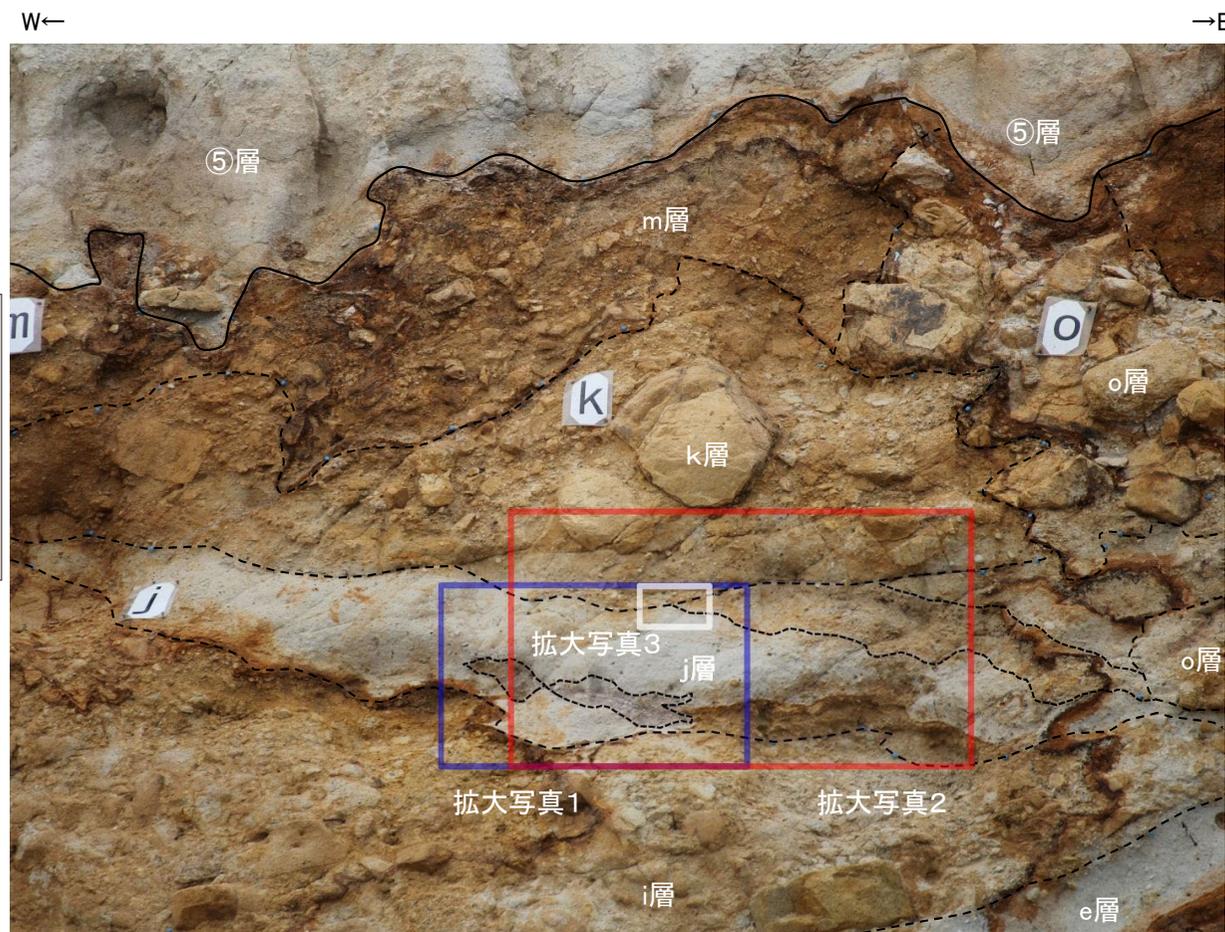
- K断層は、③層中のj層までの地層に変位や変形を与えている。
- 一方、j層直上のk層は、下位のj層を傾斜不整合関係で覆っており、k層の基底はほぼ水平である。



※K断層による地層の変形範囲について、より定量的な整理を行うため再観察を実施した。



調査位置図

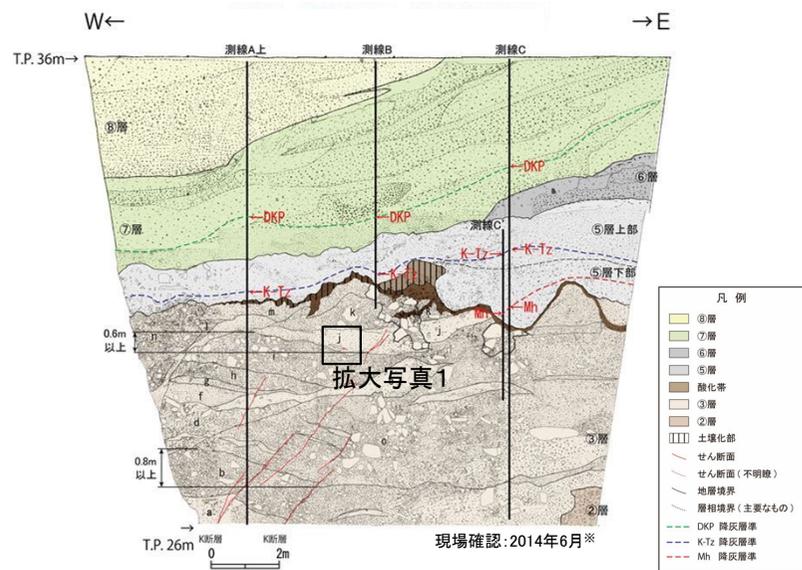


全景写真

撮影:2014年6月

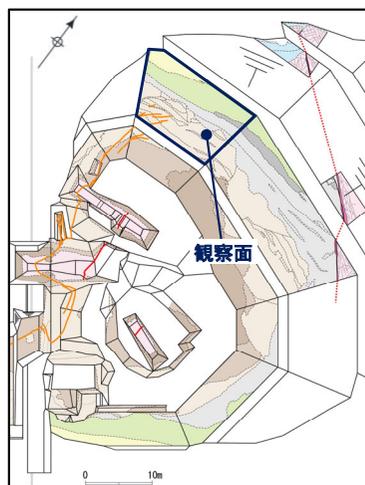
2.3.1 活動性評価(北西法面) 地層の堆積状況 (D-1トレンチ北西法面(その2))

・K断層は、③層中のj層までの地層に変位や変形を与えており、j層中の腐植層は東へ傾斜している。

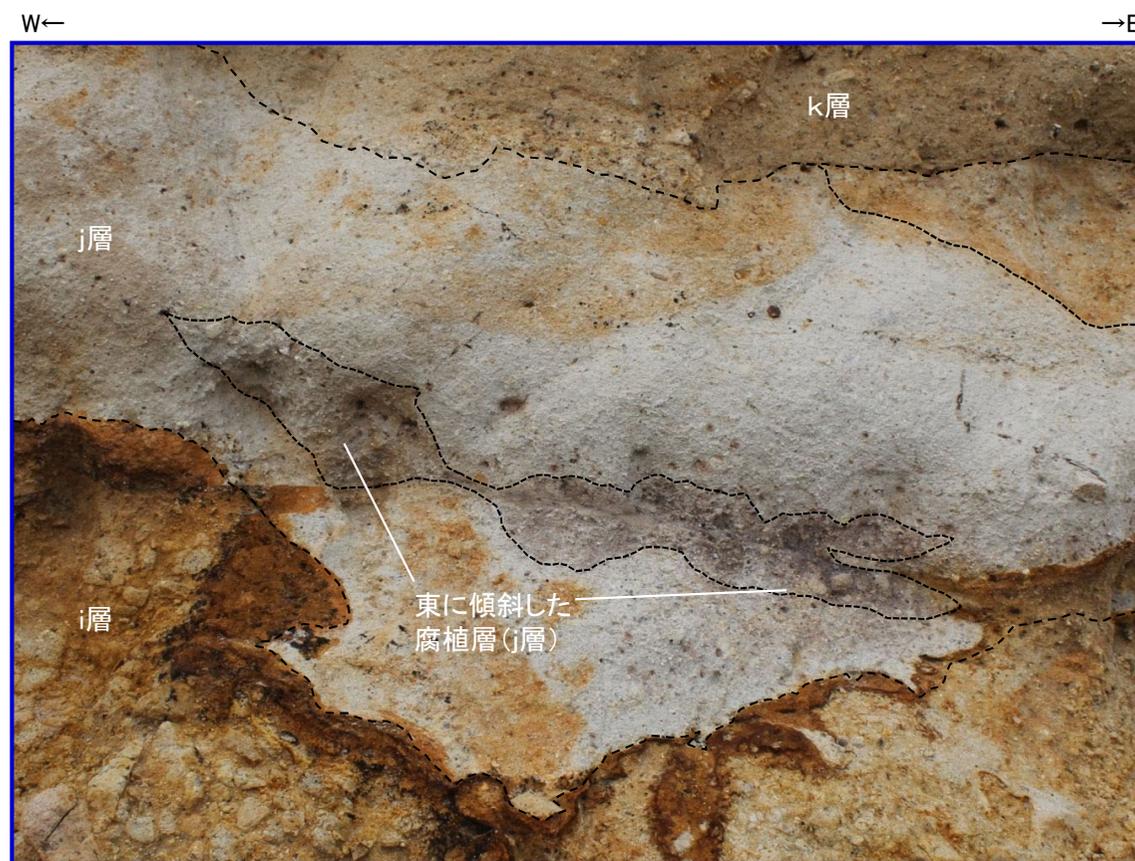


D-1トレンチ 北西法面

※K断層による地層の変形範囲について、より定量的な整理を行うため再観察を実施した。



調査位置図

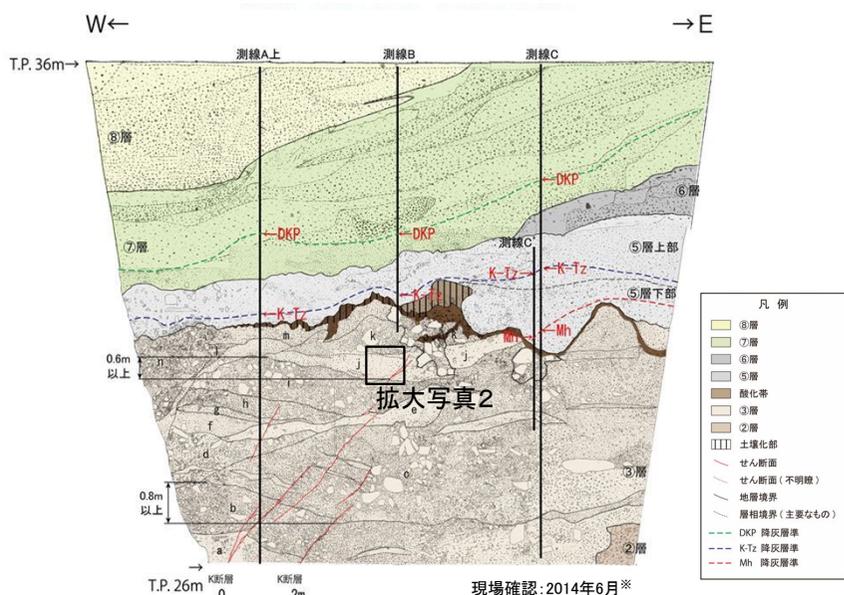


拡大写真1

撮影: 2014年7月

2.3.1 活動性評価(北西法面) 地層の堆積状況 (D-1トレンチ北西法面(その3))

- K断層は、③層中のj層までの地層に変位や変形を与えており、j層中の腐植層は東へ傾斜している。
- 一方、j層直上のk層は、下位のj層を傾斜不整合関係で覆っており、k層の基底及びk層中の砂層はほぼ水平である。



D-1トレンチ 北西法面

※K断層による地層の変形範囲について、より定量的な整理を行うため再観察を実施した。



調査位置図



東に傾斜した腐植層 (j層)

拡大写真2

撮影:2014年7月

2.3.1 活動性評価(北西法面) 地層の堆積状況 (D-1トレンチ北西法面(その4))

- K断層は、③層中のj層までの地層に変位や変形を与えており、j層中の砂礫層の層理は東へ傾斜している。
- 一方、j層直上のk層は、下位のj層を傾斜不整合関係で覆っており、k層の基底及びk層中の砂層はほぼ水平である。



撮影：2014年8月

拡大写真3

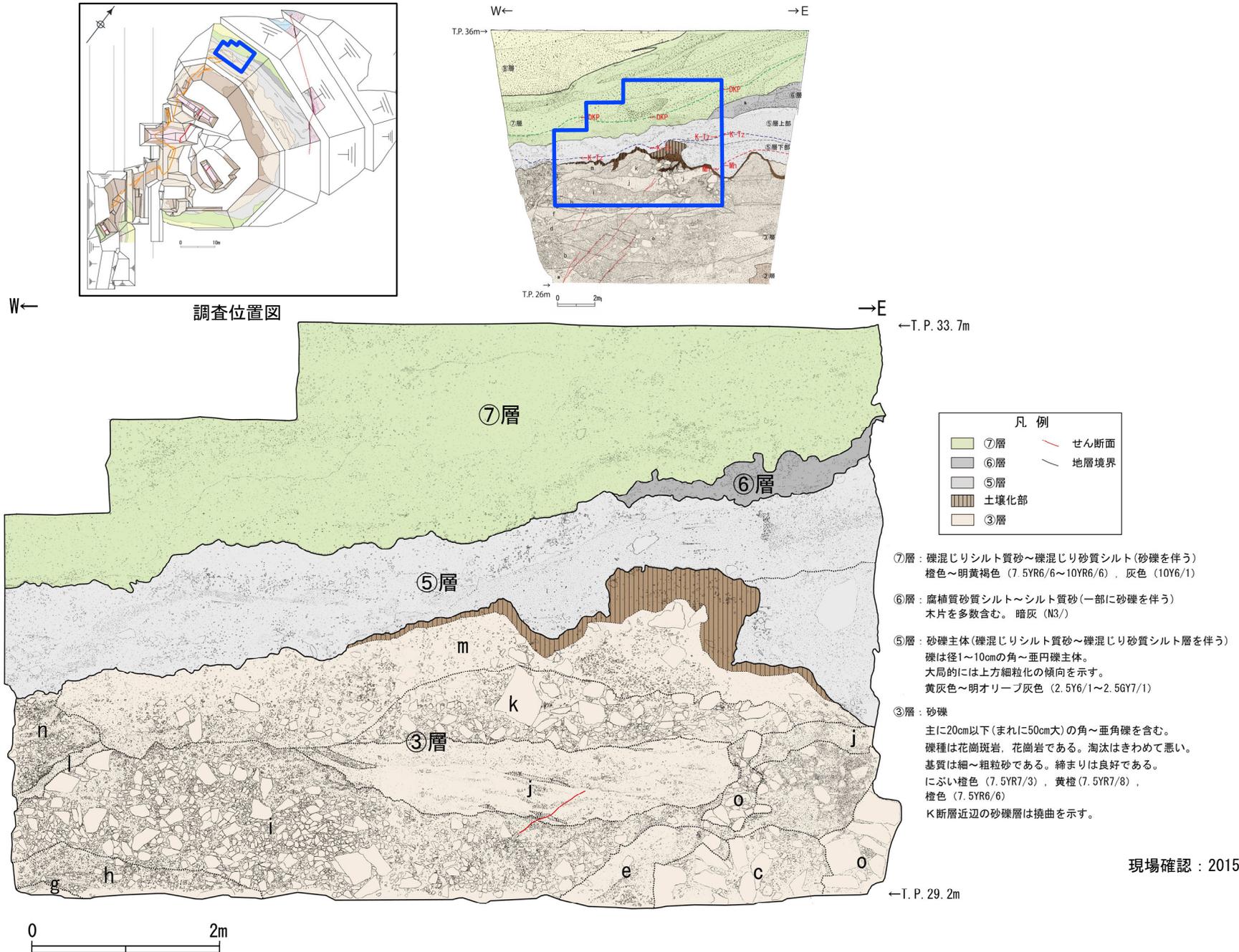


撮影：2014年8月

j層／k層境界

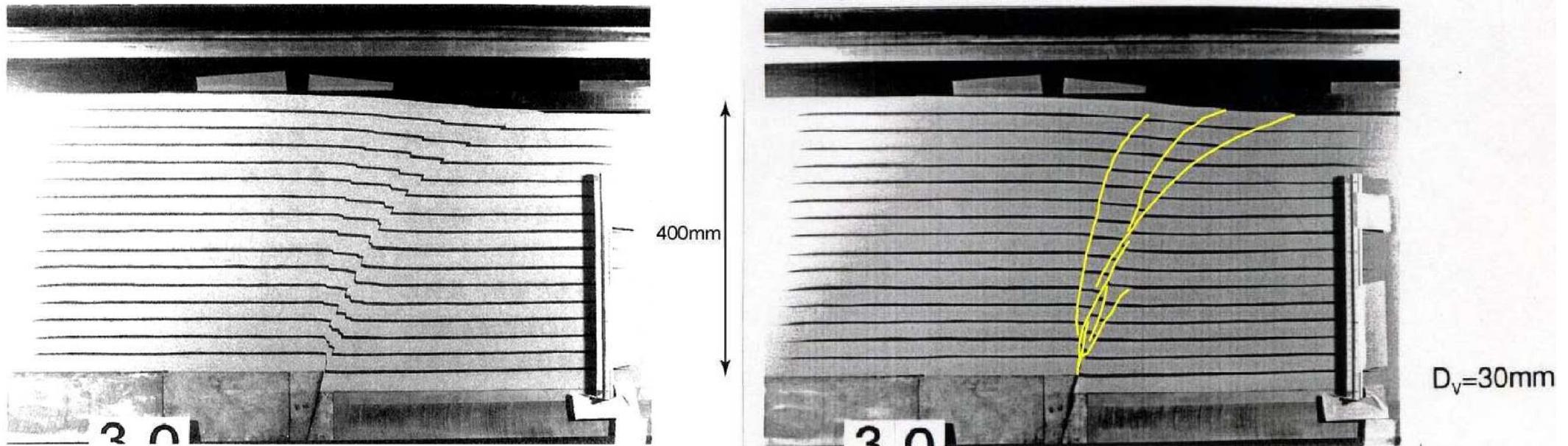
2.3.1 活動性評価(北西法面) 北西法面 掘り込み後の観察結果 (法面掘り込みスケッチ)

- k層はo層によってチャンネル状に削られていたことから、同法面をさらに奥行方向に掘削した。
- その結果、o層の分布範囲は狭小となり、i層とk層との傾斜不整合関係やk層基底の水平性がより明瞭となった。



2.3.1 活動性評価(北西法面) 逆断層運動を模擬した逆断層模型実験

- 上田・谷(1999)によれば, 逆断層運動を模擬した断層模型実験では, 「変位・変形は, 上方に向かって断層沿いのずれ変位主体から撓曲等の連続的変形主体に変化する傾向が認められる。」とされており, K断層がD-1トレンチ北西法面の③層の上部に位置するj層において変形が主体となっている状況と整合している。

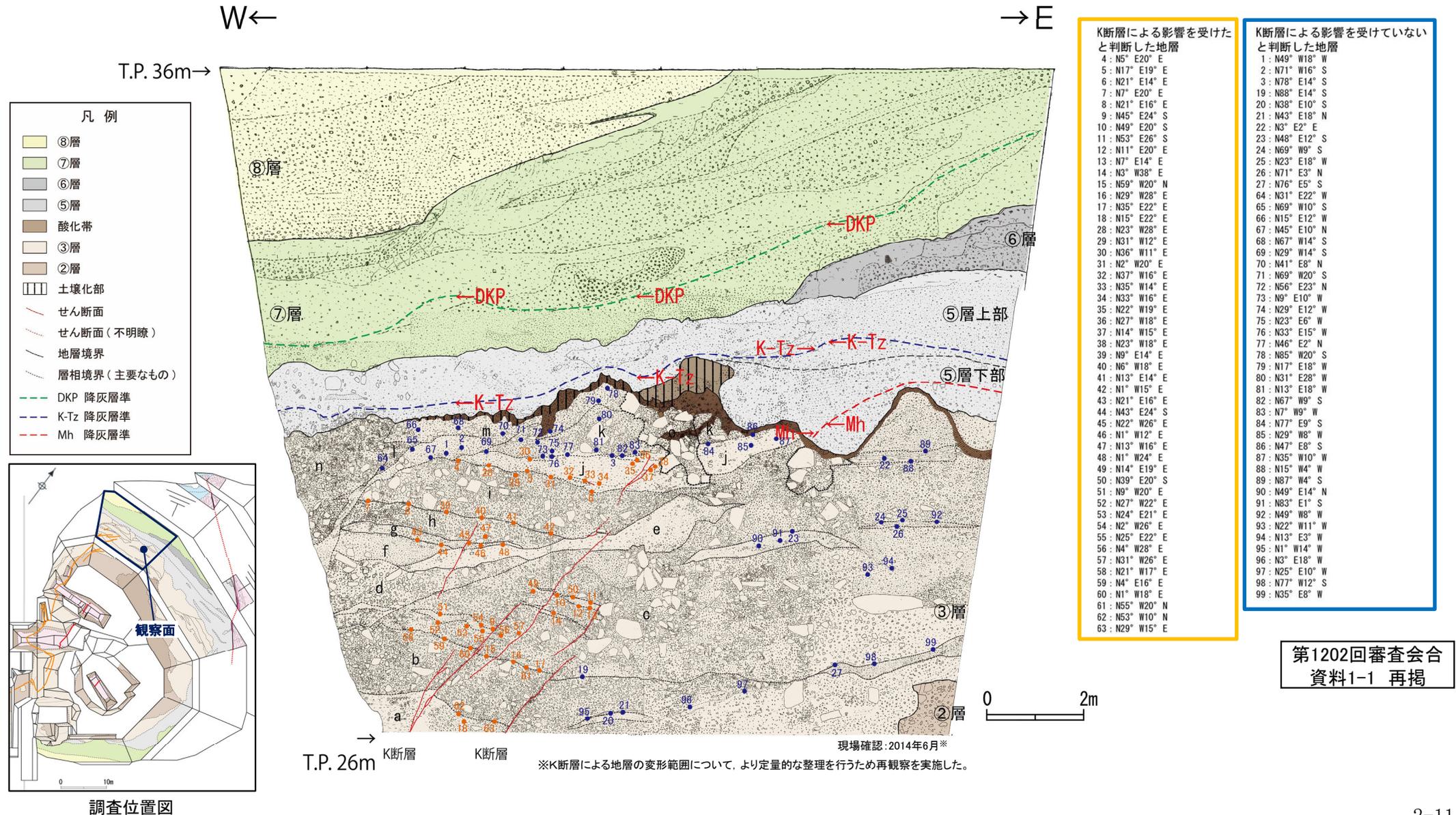


上田・谷(1999)に加筆

図-8 豊浦標準砂地盤における剪断層の発達過程
(D_v:底盤の鉛直変位量)
(基盤の逆断層傾斜角:75°, 地盤の層厚:400mm)

2.3.1 活動性評価(北西法面) K断層による地層の変形範囲の把握 (北西法面における地層の走向・傾斜)

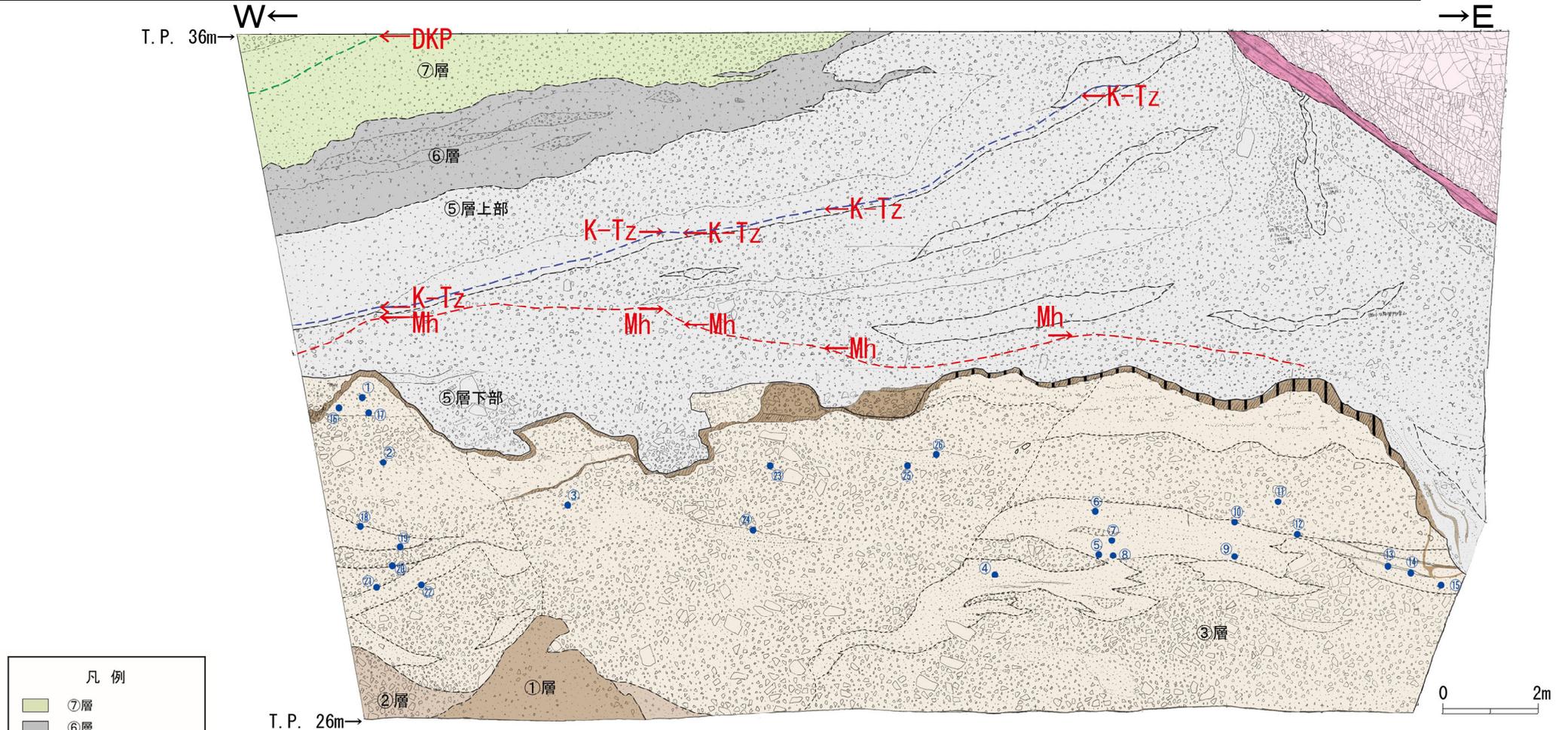
- K断層による地層の変形範囲について、より定量的な整理を行うため、奥行き方向へ掘削する前の観察法面における③層中の層理や葉理の走向・傾斜について、シュミットネット下半球法線投影による整理に基づき検討した。
- 最初に、法面観察の結果を踏まえ、③層中の地層の走向・傾斜について、K断層による変位・変形の影響を受けているj層以下の地層のうち、K断層を含む西側の範囲の地層を「K断層による影響を受けたと判断した地層」のグループとし、K断層よりも東側の範囲の地層及びK断層による変位・変形の影響を受けていないk層以上の地層を合わせたものを「K断層による影響を受けていないと判断した地層」のグループとした。
- D-1トレンチ北西法面において、上記で記載した層理や葉理の走向・傾斜取得位置を示す。



第1202回審査会合
資料1-1 再掲

2.3.1 活動性評価(北西法面) K断層による地層の変形範囲の把握 (北法面における地層の走向・傾斜)

・D-1トレンチ北法面において、層理や葉理の走向・傾斜取得位置を示す。



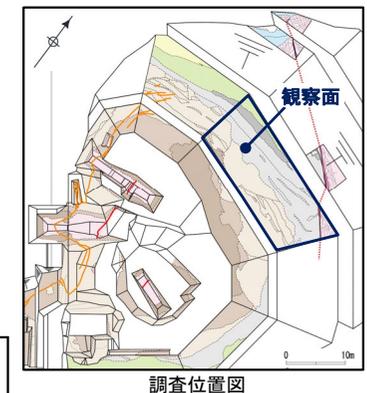
- 凡例
- ⑦層
 - ⑥層
 - ⑤層
 - 酸化帯
 - ③層
 - ②層
 - ①層
 - 花崗斑岩
 - 破砕帯
 - 土壤化部
 - 地層境界
 - 層相境界(主要なもの)
 - DKP 降灰層準
 - K-T 降灰層準
 - Mh 降灰層準

① : N85° E10° S	⑭ : N36° E12° S
② : N83° E21° S	⑮ : N69° E8° S
③ : N65° E18° S	⑯ : N45° W12° W
④ : N74° E18° S	⑰ : N75° E10° S
⑤ : N70° W7° S	⑱ : N71° W9° S
⑥ : N71° E5° S	⑲ : N59° W14° S
⑦ : N79° W8° S	⑳ : N45° W8° W
⑧ : N64° E6° S	㉑ : N42° E24° W
⑨ : N66° E18° E	㉒ : N55° E23° N
⑩ : N79° W18° S	㉓ : N89° W6° S
⑪ : N78° E18° S	㉔ : N63° W8° S
⑫ : N59° W10° S	㉕ : N69° W18° S
⑬ : N56° E11° S	㉖ : N71° E14° S

現場確認:2012年12月

□ K断層による影響を受けていないと判断した地層

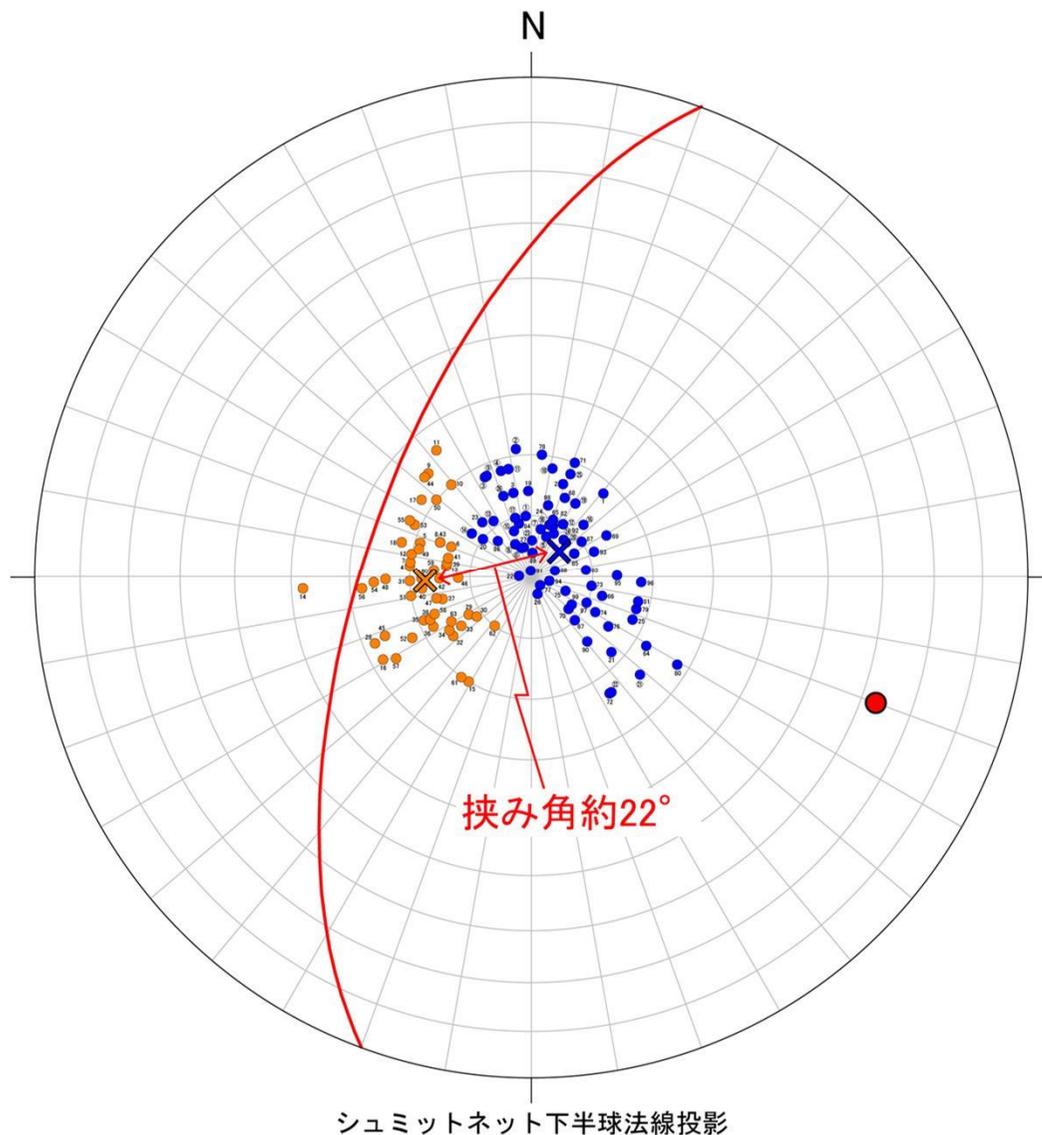
第1202回審査会合
資料1-1 再掲



2.3.1 活動性評価(北西法面) K断層による地層の変形範囲の把握(北西法面, 北法面における地層の走向・傾斜)

- 「K断層による影響を受けたと判断した地層」のグループは東傾斜のものが多く、「K断層による影響を受けていないと判断した地層」のグループは南傾斜ないしは西傾斜である。
- 2つのグループの最大中心点の傾斜は20°程度の差を有しており、概ね南北方向を軸として西側が上昇する方向に回転している状況が認められ、概ね南北方向の走向を持つK断層が西側隆起の逆断層センスであることと調和的である。

第1202回審査会合
資料1-1 再掲



- 凡例
- 北西法面におけるK断層の走向・傾斜 (N20° E63° W)
 - K断層による影響を受けたと判断した地層
 - ✕ K断層による影響を受けたと判断した地層 (平均値: N2° W17° E)
 - K断層による影響を受けてないと判断した地層
 - ✕ K断層による影響を受けてないと判断した地層 (平均値: N43° W6° W)

2.3.1 活動性評価(北西法面) K断層による地層の変形範囲の把握 (クラスター分析結果)

- 「K断層による影響を受けたと判断した地層」と「K断層による影響を受けていないと判断した地層」のグループに大別することの妥当性を確認するため、クラスター分析において広く用いられているワード法に基づき検討した。
- その結果、最終クラスター数を2つとした場合、それぞれのクラスターが「K断層による影響を受けたと判断した地層」と「K断層による影響を受けていないと判断した地層」と一致し、法面観察に基づき類似したものを適切にグループ化していることを表していることから、K断層によって影響を受けた範囲と受けていない範囲を適切に把握出来ているものと判断した。

